ディスクロージャー誌

2020

ライフネット生命の現状

LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

正直に
わかりやすく、
安くて、便利に。

ライフネット生命は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として、開業から13年目を迎えました。
2019年度は、過去最高の新契約業績を背景に、保有契約件数が36万件を突破するなど、大きな成長を実現した1年となりました。引き続き、経営方針において重点領域に掲げる「顧客体験の革新」と「販売力の強化」に挑戦いたしますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

ライフネット生命保険株式会社
代表取締役社長　**森　亮介**

LIFENET
LIFENET INSURANCE COMPANY

オンライン生保市場の拡大を力強く牽引する
リーディングカンパニーを目指す。

4 ライフネット生命の主な
経営指標
生命保険事業の特性を踏まえ、
EEV（ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー）を経営指標に

6 重点領域1
顧客体験の革新
デジタルテクノロジーを活用し、
全てのサービスを質的に高め進化させる

8 重点領域2
販売力の強化
積極的なプロモーション及び
代理店・ホワイトレーベルの拡大により、
圧倒的な集客を実現する

9 ライフネットの生命保険マニフェスト

10 お客さま本位の業務運営

11 コーポレート・ガバナンス

12 経営陣

ライフネット生命の主な経営指標

企業価値を表す重要な経営指標

新契約の獲得から利益の実現までに時間がかかる保険会社の事業特性を考慮し、未実現の将来利益を加味した企業価値を表す指標がEV（エンベディッド・バリュー）であり、EVは「修正純資産」と「保有契約の将来利益現価」の合計となります。当社は、EVの一種であるEEV（ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー）を採用するとともに、契約業績及びEEVの成長により、持続的な企業価値の向上を目指します。

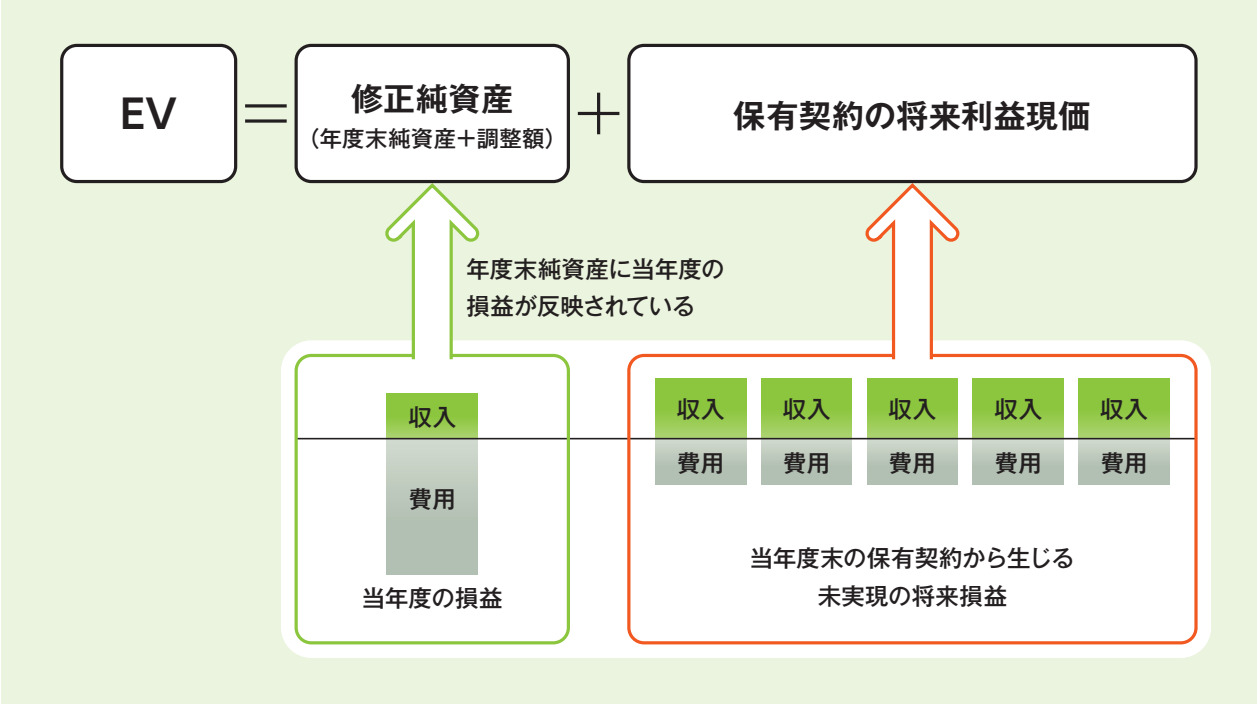

EEV（ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー）

早期の1,000億円到達を目指します。

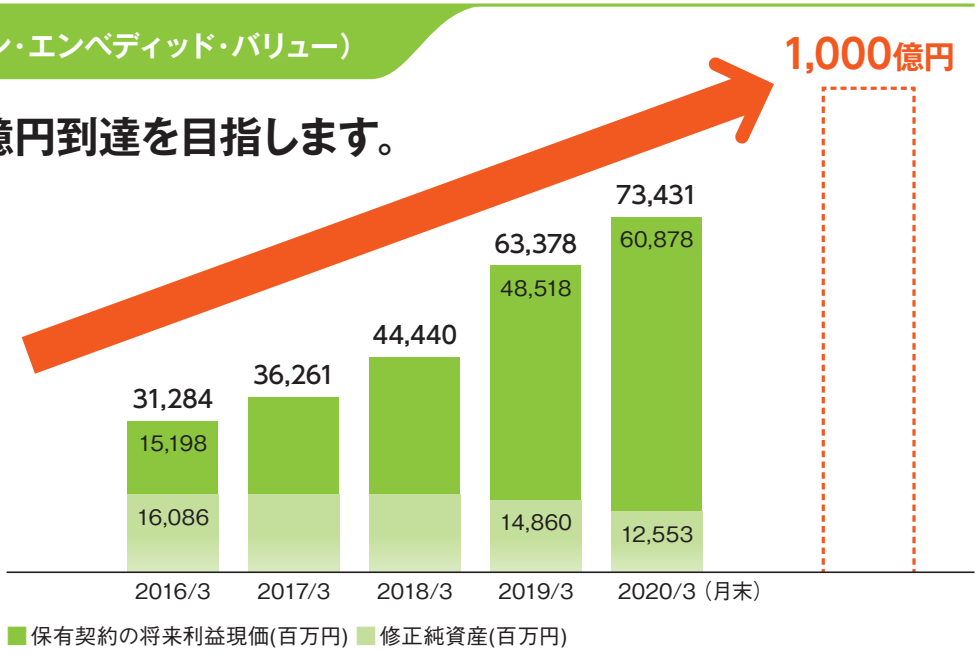

企業価値の持続的な成長を示す経営指標

2019年度の新契約件数は過去最高業績を更新し、保有契約件数も力強く伸長しています。
健全性指標であるソルベンシー・マージン比率は、引き続き十分な支払い余力を確保しています。

新契約

新契約件数

80,911件

前事業年度比 125.6%

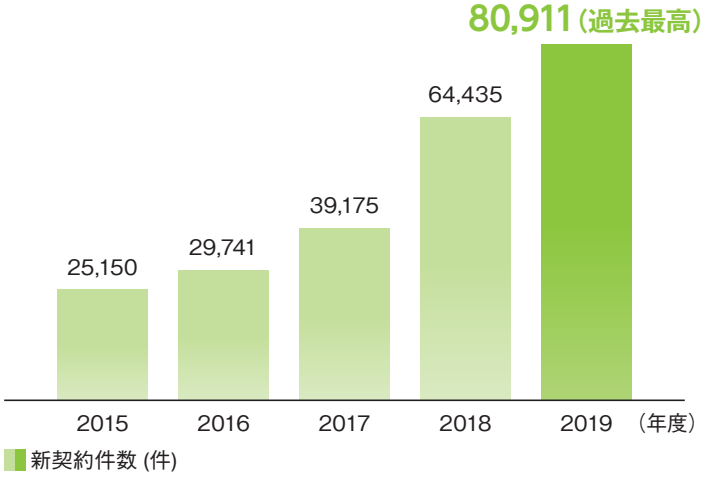

保有契約

保有契約件数

365,171件

前事業年度末比 118.2%

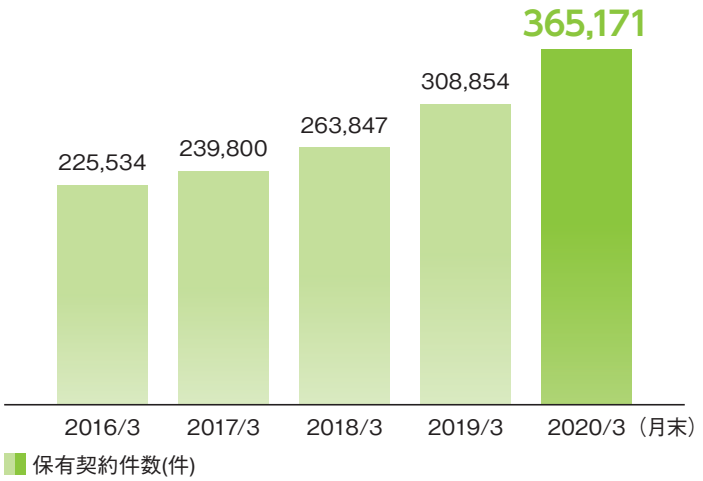

ソルベンシー・マージン比率

2,117.1%

（2020年3月31日現在）

ソルベンシー・マージン（Solvency Margin）比率は、大震災など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を有しているかどうかを判断するための、行政監督上の指標のひとつです。

※ソルベンシー・マージン比率は、200%以上であれば、生命保険会社の健全性に係るひとつの基準を満たしているとされます。

重点領域1 顧客体験の革新

ストレスフリーなサービスの提供

商品開発からサービスに至るまで、顧客体験（CX）の視点からストレスフリーに。

相談窓口を充実

スマートフォンを活用し、より便利なコミュニケーションを可能にするため、さまざまな工夫を行っています。
たとえば、LINEやウェブサイトのチャットでお問い合わせを受け付けるサービスの提供や、電話でのお問い合わせに対して、お客さまにサービスメニューを視覚的にご案内するなど、より便利なサービスの実現に取り組んでいます。

LINEを活用した保険相談

チャットで行うため、お昼休憩中や育児の合間など、忙しい方でも、都合に合わせて相談することができます。

ビジュアルIVR

コンタクトセンターにお問い合わせされたお客さまのスマートフォン上で、最適なサービスメニューをご案内することで、営業時間外でも疑問を解決することができます。

お申し込みがオンラインで完結

オンラインで24時間いつでも、保険のお申し込みができます。クレジットカードでのお支払いはもちろん、スマートフォンなどで本人確認書類を撮影し、画像をアップロードすることで、簡単にお手続きが完了します。

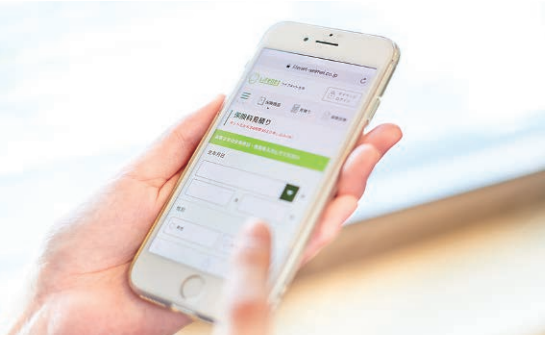

給付金の請求もスピーディー

医療保険の給付金請求時における医師の診断書の提出を原則不要とし、お客さまの診断書の取得費用と時間や手間を省いています。また、給付金の請求も、オンラインで完結することができます。

※保障内容や治療内容によって、医師の診断書の提出が必要な場合があります。

2019年度
保険金等のお支払いに要した平均営業日数

2.46日

※請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。事実の確認後に保険金等をお支払いした事案は、平均支払所要日数の計算に含めていません。

エンゲージメントを高める顧客との接点

お客さまとの接点をより多く、より有意義なものにしていくために。

ふれあいフェア

定期的にお客さまの集いを開催し、当社の業績や新しい取り組みについてお客さまと直接お話しする機会を設けています。開業以来、ずっと続けているふれあいフェアは、オンライン生保だからこそ、お客さまとの重要なつながりだと考えています。

ライフネット生命アプリ

主にご契約者の皆さま向けの「ライフネット生命アプリ」は、生体認証ログイン機能付きです。各種手続きを簡単に進めていただくのみならず、当社とのつながりをより感じていただくために、いつもスマホの中に入れておけます。

ライフネット生命レター、ライフネットメール

年に1回お送りしている「ライフネット生命レター」では、契約内容の確認や、保険金・給付金等の請求漏れがないかをご案内しています。そのほかにも新商品や新サービスのご案内などを、郵送物やメールなど、お客さまに便利な形でお届けします。

重点領域2 販売力の強化

積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現します。

インターネットチャネルの強化

開業以来の主軸であるインターネットチャネルでは、当社がこれまで培ってきたノウハウを活かし、継続的な広告宣伝によって認知度及びブランド力のさらなる強化を図ることで、より多くのお客さまに当社を選んでいただけるよう努めます。

KDDI株式会社との提携

当社は、巨大な顧客基盤と強固なブランド力のあるKDDI株式会社と業務提携契約を締結し、KDDIグループ各社と新しい金融サービスの提供に取り組んでいます。「auの生命ほけん」は、auの通信契約とauの生命ほけん両方の契約があるお客さまに、保険1契約につき、毎月200円が最大60ヶ月還付される保険商品です。今後も、それぞれの強みを活かした商品・サービスを、共同で提供していきます。

株式会社セブン・フィナンシャルサービスとの業務提携

「セブン・フィナンシャルサービス」ブランドの保険商品を2020年春から販売開始しました。セブン&アイグループをご利用いただいているお客さまに対して、自社グループブランドの生命保険商品を販売しています。

ライフネットの生命保険マニフェスト

「正直に わかりやすく、安くて、便利に。」

第1章

私たちの行動指針

(1) 私たちは、生命保険の未来をつくる。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖がほしい」という希望から生まれてきたという原点を忘れずに。

(2) 私たちは、お客さまの声に耳を傾け、お客さまに何が必要かを常に考え行動する。

(3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品・サービスだけを届ける。

(4) 顔の見える会社にする。私たちは、経営のこと、商品のこと、社員のこと、どんな会社なのか、正直に伝える。

(5) 私たちは、多様性を尊重し、協力しあうことで、変化に対応しつづける。100年後もお客さまに安心を届けられる会社であるために。

(6) 私たちは、常に誠実に行動する。コンプライアンスを遵守し、倫理を大切にする。

第2章

生命保険を、もっと、わかりやすく

(1) 私たちは、「生命保険がわかる」情報を提供する。お客さまが自分にあった保障を納得して、選べるように。

(2) 私たちは、誰もが読んで理解できる「約款」(保険契約書)をつくる。

(3) 私たちは、お申し込みだけでなく、保険金・給付金を請求するときにこそ、わかりやすいと思ってもらえる商品やサービスを届ける。

第3章

生命保険料を、安くする

(1) 私たちは、保障内容を過剰にしない。必要な備えを、適正な生命保険料で提案する。

(2) 私たちは、よい商品を安く提供するための工夫を怠らない。

(3) 私たちは、生命保険料を抑え、その分をお客さまの人生の楽しみに使ってほしいと考える。

第4章

生命保険を、もっと、便利に

(1) 私たちは、ご契約の検討から保険金・給付金の受け取りまで、あらゆる場面でお客さまの便利を追求する。

(2) 私たちは、私たちの考えに共鳴してくれたパートナーと協力して、お客さまに商品やサービスを届ける手段を増やす。

(3) 私たちは、生命保険の枠を超えて、「生きていく」ことを支える情報とサービスに触れる機会を増やす。

(4) 私たちは、お客さまの期待の先にある「便利な生命保険」を通して、次の時代の当たり前をつくる。

お客さま一人ひとりの生き方を応援する企業でありたい。
そのために、これからも挑戦を続けます。

ライフネット生命保険株式会社

お客さま本位の業務運営

当社は、2017年6月に「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定し、現在に至るまで2度見直しを行い、公表しています。当方針における取組み状況については、策定した成果指標の数値を定期的に公表し、改善を図ることで、より良いお客さま本位の業務運営を目指しています。

お客さま本位の業務運営に関する方針

1 お客さま本位の業務運営を実践するための「生命保険マニフェスト」

当社は、2008年5月の開業から、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念に基づき、「ライフネットの生命保険マニフェスト」を定めて業務を運営しています。

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」を行動指針にすることによって、お客さま本位の業務運営を実践できると考えており、「ライフネットの生命保険マニフェスト」に基づいて、お客さま一人ひとりの生き方を応援する企業でありたいと考えています。

2 私たちの行動指針

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の第1章において、「私たちの行動指針」を定めています。当社は、お客さまの声に耳を傾け、お客さまにとって本当に必要なことを考え行動し、当社がどんな会社なのかを正直に伝えます。また、お客さまとの取引の際に利益相反が生じないよう管理を行うとともに、「自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品・サービスだけを届ける」ことを指針とします。さらに、お客さまに安心を届けるために、多様性を尊重し、協力しあうことで、変化に対応しつづけます。また、「常に誠実に行動し、コンプライアンスを遵守」していきます。

3 生命保険を、もっと、わかりやすく

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の第2章を「生命保険を、もっと、わかりやすく」として、お客さまが自分にあった保障を納得して選べるように、必要な情報を積極的に提供します。そのために、誰もが読んで理解できる約款（保険契約書）をつくり、また、実際の保険金・給付金の請求時にこそわかりやすいと思ってもらえる商品やサービスを届けます。

4 生命保険料を、安くする

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の第3章を「生命保険料を、安くする」として、お客さまに必要な保障を適正な保険料で提案できるように、保障内容を過剰にせず、よい商品を安く提供するための工夫をします。お客さまの立場に立ち、「生命保険料を抑え、その分をお客さまの人生の楽しみに使ってほしい」という願いを持っています。

5 生命保険を、もっと、便利に

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」の第4章を「生命保険を、もっと、便利に」として、当社の考えに共鳴するパートナーと協力し、保険の検討から保険金・給付金の受け取りまで、保険に関するお客さまの利便性を追求します。また、生命保険の枠を超えて、「生きていく」ことを支える情報とサービスに触れる機会を増やします。そして、お客さまの期待の先にある「便利な生命保険」を通して、次の時代の当たり前をつくります。

6 お客さま本位の業務運営を継続するための取り組み

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」が業務運営の基礎となることを強く認識するとともに、従業員に対しても教育等を通じて浸透を図ることに加え、その行動を適切に評価できるような人事評価の整備を行い、継続的な実践に努めます。

当社は、「販売手数料体系についての考え方」の中で、代理店に対する当社の考え方を開示するとともに、当該考え方について継続的な見直しを行っています。

ライフネット生命保険株式会社

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しています。

コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行い、経営監視機能の客観性及び中立性を高める目的において、相当数を社外取締役としています。業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会は、取締役の職務執行及び取締役会の監督義務の履行状況について監査を行っています。また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置しています。さらに、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。

社外取締役・社外監査役

当社は、社外取締役4名（そのうち、独立役員3名）、独立役員である社外監査役2名を選任しています。社外取締役及び社外監査役は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律等に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性及び中立性ある助言並びに取締役の職務執行の監督及び監査を行っています。

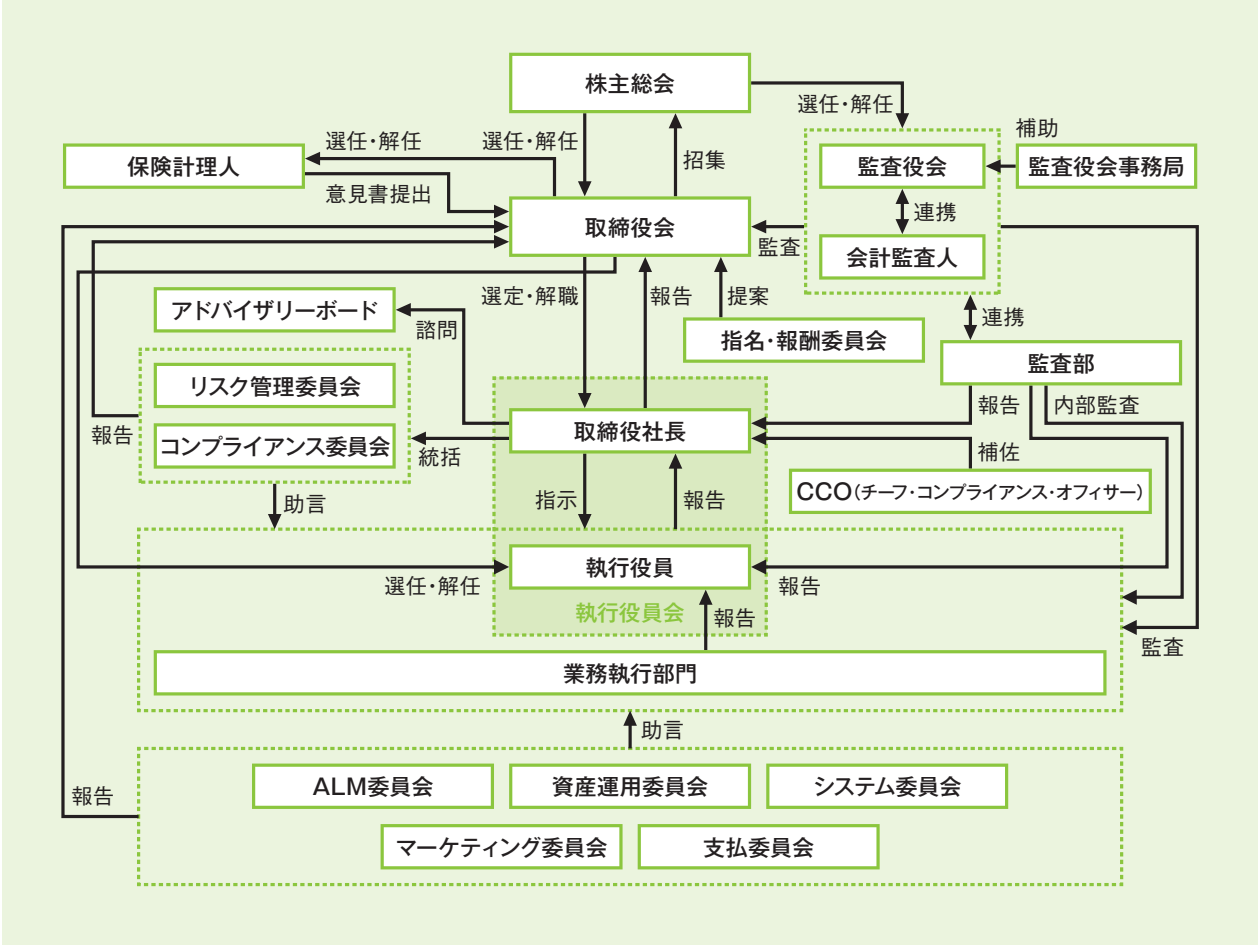

経営陣

取締役

代表取締役社長
森　亮介
RYOSUKE MORI

取締役副社長
西田 政之
MASAYUKI NISHIDA

常務取締役
八田　斎
HITOSHI HATTA

取締役
木庭 康宏
YASUHIRO KOBA

社外取締役
髙谷 正伸
MASANOBU TAKATANI

社外取締役
水越　豊
YUTAKA MIZUKOSHI

社外取締役
林　敬子
KEIKO HAYASHI

社外取締役
森田 康裕
YASUHIRO MORITA

監査役

常勤監査役
山崎 隆博
TAKAHIRO YAMASAKI

社外監査役
増田 健一
KENICHI MASUDA

社外監査役
宮内　豊
YUTAKA MIYAUCHI

（2020年7月1日現在）

会社情報

1 会社の概況及び組織 …… 14

1. 沿革 …… 14
2. 取締役・監査役 …… 16
3. 従業員等の状況 …… 18
4. 経営の組織 …… 18
5. 資本金の推移 …… 19
6. 株式の総数 …… 19
7. 株式の状況 …… 19
8. 主要株主の状況 …… 19
9. 会計監査人の名称 …… 19
10. 会計参与の氏名又は名称 …… 19

2 保険会社の主要な業務の内容 …… 20

1. 主要な業務の内容 …… 20
2. 経営方針 …… 20

3 2019年度経営指標等の報告 …… 21

1. 主要業績 …… 21
2. 三利源の開示（基礎利益の内訳） …… 22
3. ソルベンシー・マージン比率の開示 …… 24
4. エンベディッド・バリュー（EV）の状況 …… 25

4 直近事業年度における事業の概況 …… 26

5 お客さまとのコミュニケーション …… 27

1. ご契約者との集い …… 27
2. お客さまの相談・苦情への対応状況 …… 27
3. お客さまに対する情報提供 …… 28
4. 商品に関する情報提供 …… 28
5. 営業職員・代理店教育・研修の概略 …… 28

6 販売商品 …… 29

1. 販売商品一覧 …… 29
2. ご契約の流れ …… 30
3. 付加保険料の開示 …… 30

7 保険金・給付金のお支払い …… 31

1. 保険金・給付金の支払状況 …… 31
2. 支払事案の概要 …… 32
3. 支払不可事由該当事案の概要 …… 32

8 保険会社の運営 …… 33

1. コーポレート・ガバナンスの状況 …… 33
2. コンプライアンス体制の整備状況 …… 34
3. ERM・リスク管理体制の整備状況 …… 34
4. 情報セキュリティ管理体制の整備状況 …… 35
5. 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて（保険業法第121条第1項第1号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性） …… 35
6. お客さまの個人情報の保護 …… 35
7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針 …… 36
8. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 36

1 会社の概況及び組織

1. 沿革

2006年	
10月	あすかDBJ投資事業有限責任組合、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社（現マネックスグループ株式会社）から計1億円の出資を受け、生命保険準備会社「ネットライフ企画株式会社」を設立
2007年	
8月	本社を東京都千代田区麹町へ移転
2008年	
3月	資本金66億10万円へ増資
	「ライフネット生命保険株式会社」に商号変更
4月	生命保険業免許取得
5月	営業開始
8月	第1回ご契約者との集いを開催
11月	付加保険料率を全面開示
2009年	
6月	日本初となるモバイルサイトでの生命保険申し込み受付サービスを開始
8月	保有契約件数1万件を突破
8月	日本最大級の保険比較サイト「保険市場」を運営する株式会社アドバンスクリエイトと資本業務提携
2010年	
2月	生命保険では初の本格的な個人向け就業不能保険「働く人への保険」の販売を開始
2011年	
6月	ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（EEV）の開示を開始
12月	保有契約件数10万件を突破
2012年	
3月	資本金104億7,820万円へ増資
3月	東京証券取引所マザーズに上場
6月	スマートフォンによる生命保険申し込み受付を開始
10月	医療費負担連動タイプの医療保険「じぶんへの保険プラス」（がん・先進医療保障付き）の販売を開始
2013年	
2月	保有契約者数10万人を突破
3月	情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得
2014年	
3月	医療保険の給付金請求手続きがウェブサイトから24時間可能となる環境を整備
5月	リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」、終身医療保険の新商品「新じぶんへの保険」、「新じぶんへの保険レディース」の販売を開始
8月	人生と仕事とお金について考えるウェブメディア「ライフネットジャーナル オンライン」をオープン

2015年	
4月	契約時の必要書類をスマホなどで撮影し、ウェブサイトから提出可能とする環境を整備
4月	KDDI株式会社と資本業務提携契約を締結
5月	KDDI株式会社に対する第三者割当による新株発行により、資本金120億2,040万円へ増資
11月	同性パートナーを死亡保険金受取人に指定可能とする取扱いを開始
2016年	
3月	業界初、医療保険の給付金請求手続きがオンラインで完結
4月	KDDI株式会社との協業により、「auの生命ほけん」の販売を開始
6月	就業不能保険の新商品「働く人への保険2」の販売を開始
7月	生命保険会社で初めて「LINEビジネスコネクト」を活用した保険相談サービスを開始
9月	コンタクトセンターの日曜・祝日営業（保険相談のみ）を開始
12月	還付金付き「auの生命ほけん」の販売を開始
	申し込み手続きをペーパーレス化
2017年	
6月	「お客さま本位の業務運営に関する方針」を公表
8月	働く人のためのがん保険「ダブルエール」の販売を開始
11月	先進医療給付金の直接支払いサービスを開始
2018年	
4月	リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」の販売を開始
5月	開業10周年
11月	新たな経営方針を策定
2019年	
1月	保有契約件数30万件を突破
12月	終身医療保険「じぶんへの保険3」、「じぶんへの保険3レディース」の販売を開始
	KDDI株式会社、auフィナンシャルホールディングス株式会社との三社間で業務提携契約を締結
2020年	
2月	保険募集代理店として、株式会社justInCaseが提供するP2P保険「わりかん がん保険」の販売を開始
4月	「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」の販売を開始

2. 取締役・監査役 (男性10 名、女性1 名　取締役及び監査役のうち、女性比率9%)

(2020年7月1日現在)

役職名	氏名	主な経歴
代表取締役社長	森（もり） 亮介（りょうすけ）	2007年 4月　ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2012年 9月　当社 入社 2013年 5月　当社 企画部長 2016年 1月　当社 執行役員 経営戦略本部長 2017年 4月　当社 執行役員 営業本部長 2017年 6月　当社 取締役 執行役員 営業本部長 2018年 6月　当社 代表取締役社長（現任）
取締役副社長 執行役員	西田（にしだ） 政之（まさゆき）	1987年 4月　三洋証券株式会社入社 2000年 7月　フランク・ラッセル・ジャパン株式会社 （現 ラッセル・インベストメント株式会社） ディレクター 2004年 9月　マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング株式会社 （現 マーサージャパン株式会社） ディレクター 2006年 6月　同社 取締役クライアントサービス代表 2013年 2月　同社 取締役COO 2015年 6月　当社 取締役副社長 執行役員 2016年 1月　当社 取締役副社長 執行役員 営業本部長 2017年 4月　当社 取締役副社長 執行役員 コーポレート本部長 2018年 6月　当社 取締役副社長 CHRO（チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー） 2019年 7月　当社 取締役副社長 執行役員 CHRO（チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー） (現任)
常務取締役 執行役員	八田（はった） 斎（ひとし）	1980年 4月　大蔵省（現 財務省）入省 1995年 5月　日本貿易振興会チューリヒ事務所長 2005年 8月　金融庁総務企画局企画課長 2007年 7月　同庁 監督局総務課長 2008年 7月　財務省福岡財務支局長 2010年 8月　厚生労働省政策評価審議官 2013年 7月　財務省横浜税関長 2014年10月　一般社団法人金融先物取引業協会 事務局長 2016年 5月　当社 顧問 2016年 6月　当社 常務取締役 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2016年10月　当社 常務取締役 執行役員 CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー） CISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー） (現任)
取締役 執行役員	木庭（こば） 康宏（やすひろ）	2002年 4月　厚生労働省入省 2010年 9月　当社 入社 2013年10月　当社 法務部長 2015年 6月　当社 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2016年 1月　当社 執行役員 コーポレート本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2016年 6月　当社 執行役員 コーポレート本部長 2017年 4月　当社 執行役員 経営戦略本部長 2017年 6月　当社 取締役 執行役員 経営戦略本部長 2019年 7月　当社 取締役 執行役員 営業本部長（現任）
取締役	髙谷（たかたに） 正伸（まさのぶ）	1976年 4月　農林中央金庫入庫 2001年 7月　同庫 債券投資部長 2003年 7月　同庫 企画管理部長 2004年 6月　同庫 常務理事 2007年 6月　同庫 専務理事 2010年 6月　農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2016年 6月　当社 社外取締役（現任）
取締役	水越（みずこし） 豊（ゆたか）	1980年 4月　新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社 2004年 5月　ボストン コンサルティング グループ シニア・ヴァイス・プレジデント 2005年 1月　同社 日本代表 2016年 1月　同社 シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター 2016年 6月　当社 社外取締役（現任） アサガミ株式会社 社外取締役（現任） 2018年 1月　ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー（現任） 2018年 6月　株式会社カプコン 社外取締役（現任） 2020年 1月　株式会社ADKホールディングス　社外取締役（監査等委員） (現任)

役職名	氏名	主な経歴
取締役	林（はやし） 敬子（けいこ）	1986年 4月 東京国税局入局 1990年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1994年 3月 公認会計士登録 2006年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2013年10月 デロイト トーマツ グループ　D&I推進責任者　D&I担当パートナー 2016年 7月 日本公認会計士協会　常務理事（現任） 2018年11月 トーマツチャレンジド株式会社　代表取締役 2019年10月 日本公認会計士協会　監査・規律審査会　審査会長（現任） 2020年 6月 当社 社外取締役（現任） 株式会社明電舎 社外取締役（監査等委員）（現任）
取締役	森田（もりた） 康裕（やすひろ）	1987年 4月 国際電信電話株式会社（現 KDDI株式会社）入社 2005年12月 同社 コンテンツ・メディア事業本部コンテンツマーケティング部長 2007年 4月 同社 コンシューマ事業企画本部コンシューマ事業企画1部長 2010年 4月 同社 グループ財務・関連事業本部第1関連事業部長 2011年 4月 同社 新規ビジネス推進本部 ビジネス統括部長 2012年 4月 同社 新規ビジネス推進本部 事業開発部長 2013年 6月 株式会社ウェブマネー 取締役 2016年 4月 同社 代表取締役社長 2019年 4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員 2019年 6月 当社 社外取締役（現任） 2019年10月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員常務 兼 経営企画部長（現任）
常勤監査役	山崎（やまさき） 隆博（たかひろ）	1981年 4月 日本生命保険相互会社入社 2004年 3月 同社 国際業務部担当部長 2005年 3月 同社 米国法人社長 2007年12月 同社 証券管理部長 2009年 6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 常勤監査役 2013年 6月 同社 取締役企画業務部長 2015年 6月 当社 入社 執行役員 保険金部長 2016年 1月 当社 執行役員 お客さまサービス本部長 2018年 6月 当社 お客さまサービス本部長補佐 2019年 2月 当社 経営戦略本部長補佐 2019年 6月 当社 常勤監査役（現任）
監査役	増田（ますだ） 健一（けんいち）	1988年 4月 第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・ラビノヴィッツ法律事務所（現 アンダーソン・ 毛利・友常法律事務所）入所 1993年 9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年 1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー（現任） 2006年11月 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役（現任） 2007年 5月 当社 社外監査役（現任） 2011年 3月 株式会社ブリヂストン 社外監査役 2016年 3月 同社 社外取締役（現任） 2016年 5月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外監査役（現任） 2019年 4月 国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授（現任） 2020年 3月 中外製薬株式会社 社外監査役（現任）
監査役	宮内（みやうち） 豊（ゆたか）	1981年 4月 大蔵省（現 財務省）入省 1997年 7月 同省 大臣官房企画官 2002年 7月 財務省 主計局主計官 2007年 7月 同省 主税局総務課長 2010年 7月 同省 大臣官房審議官 2013年 7月 同省 関税局長 2016年 1月 内閣官房TPP政府対策本部国内調整総括官 2017年 5月 三井住友信託銀行株式会社 顧問（現任） 2019年 6月 当社 社外監査役（現任） 2020年 6月 株式会社カノークス 社外取締役（現任）

（注）髙谷正伸、水越豊、林敬子及び森田康裕の各氏は、社外取締役です。
増田健一及び宮内豊の各氏は、社外監査役です。

3. 従業員等の状況

(1) 従業員の在籍・採用状況

区　分	2018年度末在籍数	2018年度採用数	2019年度末在籍数	2019年度採用数	2018年度末		2019年度末	
					平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	**146名**	**23名**	**160名**	**27名**	**39.2歳**	**4.7年**	**39.3歳**	**4.9年**
(男　性)	73	9	82	12	40.3	5.2	40.4	5.3
(女　性)	73	14	78	15	38.1	4.3	38.0	4.5
営業職員	–	–	–	–	–	–	–	–

(注) 当社には総合職・一般職の区分はありません。従業員には、正社員及び契約社員を含んでおります。また、他社からの出向者を含み、当社からの出向者を含んでおりません。なお、当社はインターネットを主な販売チャネルとしており、営業職員は在籍しておりません。

(2) 平均給与月額（内勤職員）

(単位：千円)

区　分	2019年3月	2020年3月
内勤職員	547.4	559.8

(注) 平均給与月額は税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。

(3) 平均給与月額（営業職員）

該当事項はありません。

4. 経営の組織

(1) 組織図

(2020年7月1日現在)

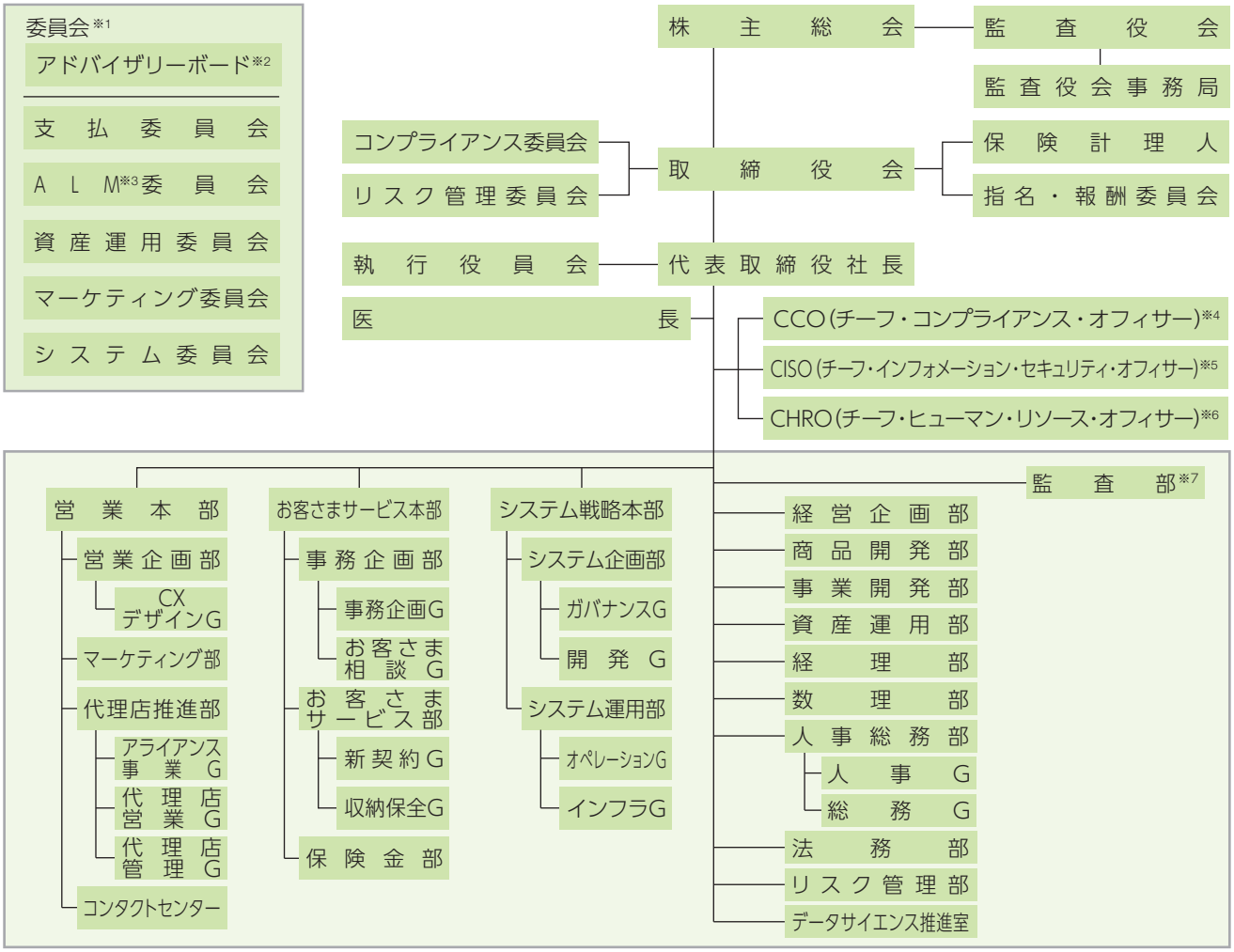

※1 経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、各種委員会を設置しております。
2 経営全般に対する大所高所からのアドバイスを確保するため、社外の有識者からなるアドバイザリーボードを組織しております。
3 Asset Liability Management（資産・負債の総合管理）
4 全社的なコンプライアンス強化の観点から、CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー) を置き、法務部と連携してコンプライアンスを統括しております。
5 情報資産の保護及び管理の重要性の観点から、CISO(チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー) を置き、必要な業務を統括しております。
6 組織・人事に関する業務の充実の観点から、CHRO(チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー) を置き、必要な業務を統括しております。
7 内部統制の観点から、監査部（内部監査部門）は、監査役会・会計監査人と連携しております。

(2) 店舗網一覧

当社はインターネットを主な販売チャネルとしていることから、店舗を有しておりません。

5. 資本金の推移

（単位：百万円）（2020年3月31日現在）

年　月　日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘要
2006年10月23日	－	50	設立
2007年 5月21日	750	800	増資
2007年 5月31日	210	1,010	増資
2007年12月26日	2,990	4,000	増資
2008年 3月31日	2,600	6,600	増資
2012年 3月14日	3,878	10,478	増資
2012年 4月 1日～2013年 3月31日	6	10,484	新株予約権の行使
2013年 4月 1日～2014年 3月31日	15	10,500	新株予約権の行使
2015年 5月22日	1,520	12,020	増資
2016年 4月 1日～2017年 3月31日	116	12,136	新株予約権の行使
2019年 4月 1日～2020年 3月31日	63	12,200	譲渡制限付株式報酬・新株予約権の行使

6. 株式の総数

（2020年3月31日現在）

発行可能株式総数	100,000,000株
発行済株式総数	51,360,238株
株主数	5,188名

7. 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

（2020年3月31日時点）

	種　類	発行数	内　容
発行済株式	普通株式	51,360,238株	－

(2) 大株主

（2020年3月31日現在）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
auフィナンシャルホールディングス株式会社	12,800,000	24.92
JP MORGAN CHASE BANK 380742	5,683,900	11.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,586,300	6.98
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	6.32
あすかDBJ投資事業有限責任組合	2,944,400	5.73
TANIYA MAMORU	2,147,700	4.18
立花証券株式会社	1,938,500	3.77
GOVERNMENT OF NORWAY	1,811,943	3.52
BNYMSANV RE BNYMIL RE LF RUFFER JAPANESE FUND	1,581,800	3.07
株式会社リクルートホールディングス	1,250,000	2.43
計	36,994,543	72.02

(注) 1.Swiss Re Life Capital Ltdから、2017年3月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年3月17日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(3)大株主（上位10名）」には名称を記載しておりません。

2.2019年12月2日付けで、KDDI株式会社（以下「KDDI社」）からauフィナンシャルホールディングス株式会社（以下「auFH社」）へ、当社の主要株主の異動がありました。これは、KDDI社の中間金融持株会社であるauFH社に対して、KDDI社が保有する全ての当社株式が承継されたことによるものです。

8. 主要株主の状況

（2020年3月31日現在）

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区	20,000百万円	銀行法・保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理、その他当該業務に付帯する業務、および銀行法・保険業法により銀行持株会社・保険持株会社が営むことができる業務	2019年4月1日	24.92%

9. 会計監査人の名称

（2020年6月16日現在）

有限責任　あずさ監査法人
　指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　森本 洋平
　指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　秋山 範之

10. 会計参与の氏名又は名称

該当事項はありません。

2 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

当社は、2006 年 10 月 23 日に設立され、保険業法に基づく免許・認可を得て 2008 年 5 月 18 日より営業を開始した、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。相互扶助という生命保険の原点を忘れず、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、生命保険事業を営んでおります。主な事業内容は以下のとおりです。なお、当社は生命保険事業の単一セグメントとなっております。

(1) 保険引受業務

生命保険業免許に基づき、人の生存又は死亡に関して一定額の保険金等を支払うことを約し保険料を収受する保険の引受業務を営んでおります。

(2) 資産運用業務

保険業法、同法施行規則に定めるところにより、生命保険の保険料として収受した金銭その他の資産の運用業務を営んでおります。

(3) 業務の代理・事務の代行業務

他の保険会社等の業務の代理または事務の代行を行っております。

2. 経営方針

当社は、今後も着実な成長を続け、中長期においてより高い収益力を実現するために、2018 年 11 月に経営方針を策定しました。経営方針の骨子は以下のとおりです。

経営方針の骨子

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、 お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	・顧客体験の革新 デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる ・販売力の強化 積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する
経営目標	EEV（ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー）を 企業価値を表す重要な経営指標とし、早期の1,000億円到達を目指す

この経営方針に基づき、重点領域である「顧客体験の革新」及び「販売力の強化」に取り組むことで、新契約業績は 2019 年度までに 2 事業年度連続で過去最高を更新するなど、オンライン生保の広がりに確かな手応えを感じています。

当社は引き続き、経営目標である早期の EEV1,000 億円到達に向けて、保有契約業績の成長を追求します。また、事業規模の拡大に伴い、効率性や収益性も考慮することにより、2020 年代半ばにおける経常損益の黒字化を目指します。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな変革が予想されるアフターコロナの世界への対応も不可欠です。当社は、2008 年の開業以来、「正直に　わかりやすく、安くて、便利に」という生命保険マニフェストを実現するために推進しているインターネットを中心としたビジネスモデルを活かして、引き続きこれまでの常識にとらわれない生命保険の商品・サービスの提供を目指します。

これを受け、当社は、以下の対処すべき課題に対する取組みを推進します。

(1) 保有契約業績の持続的な成長

当社は、経営方針の重点領域として「顧客体験の革新」及び「販売力の強化」を掲げ、好調に推移している新契約業績の継続、解約失効率の改善等により、保有契約業績の持続的な成長を目指します。また、これらを実現するための基幹システムへの投資を積極的に推進します。

まず、「顧客体験の革新」においては、お客さまのニーズに応える保険商品の開発に加え、保険相談、申し込み及び契約後の手続き、保険金等の請求といった保険の検討から契約終了までの一連のプロセスにおいても、顧客体験（CX）の視点からストレスフリーなサービス設計・改善を行うことで、お客さまの期待を超える便利な生命保険サービスの提供を目指します。特に、オンライン生保の強みを活かしたデジタルデータの分析とテクノロジーの活用により、スマートフォンを中心とした商品・サービスの提供を行います。また、広告宣伝・コンタクトセンター・ウェブサイト・SNS・ご契約者との集いである「ふれあいフェア」などを通じて、お客さまと

のエンゲージメントを高めることを目指します。

次に、「販売力の強化」においては、インターネットチャネルとパートナー企業のブランドを活用するホワイトレーベルなどの代理店チャネル、この 2 つのチャネルを軸として事業運営を進めます。開業以来の主軸であるインターネットチャネルでは、当社がこれまで培ってきたノウハウを活かし、継続的な広告宣伝によって認知度及びブランド力のさらなる強化を図ることで、より多くのお客さまに当社を選んでいただけるよう努めます。代理店チャネルでは、顧客基盤やブランド力のあるパートナー企業と協力して、当社の商品をパートナー企業のブランドで販売するホワイトレーベルビジネスを展開しています。2016 年 4 月から KDDI 株式会社を代理店とした「au の生命ほけん」、2020 年 4 月からは株式会社セブン･フィナンシャルサービスを代理店とした「セブン･フィナンシャルサービスの生命ほけん」を販売しており、より幅広い顧客層へ当社のわかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を目指します。

(2) 収益性及び健全性の確保

当社は、これまでに培ってきたオンライン生保としての強みや経験を活かして、新契約業績の成長とともに営業費用効率の改善を目指します。また、業務プロセスの見直しやテクノロジーの活用による業務の自動化対応など、生産性向上に対する全社的な取組みを継続して推進することで、営業費用効率以外の事業費効率の改善にも努めます。

また、継続的な成長を実現するためには、その基盤となる健全性の確保が重要です。健全性を確保するために、成長に向けた投資に当たって純資産などの資本余力にも配慮するとともに、必要に応じて資本増強も含めた様々な方策を実行することを検討します。さらに、新たに定めたリスク選好基本方針に基づき、ソルベンシー・マージン比率などの健全性指標に加え、経済価値ベースの資本十分性を確保することにも取り組んでおります。

3 2019年度経営指標等の報告

1. 主要業績

2019年度の新契約の年換算保険料は、前事業年度比123.7%の3,401百万円、新契約件数は、前事業年度比125.6%の80,911件となり、過去最高を更新しました。

新契約高は、前事業年度比120.4%の411,625百万円となりました。当事業年度末の保有契約の年換算保険料は、前事業年度末比118.6%の15,404百万円、保有契約件数は、前事業年度末比118.2%の365,171件、保有契約者数は、232,537人となりました。保有契約高は、前事業年度末比112.0%の2,565,269百万円となりました。

(単位：百万円)

新契約の状況	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
新契約件数	25,150件	29,741件	39,175件	64,435件	80,911件
新契約金額（新契約高）	173,469	158,942	184,857	341,931	411,625
年換算保険料	1,170	1,338	1,693	2,749	3,401
うち医療保障・生前給付保障等	652	842	1,097	1,608	2,016

保有契約の状況	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
保有契約件数	225,534件	239,800件	263,847件	308,854件	365,171件
定期死亡保険	117,626件	122,952件	131,256件	150,808件	175,713件
終身医療保険	67,999件	71,172件	76,606件	85,968件	100,280件
定期療養保険	11,132件	10,462件	9,924件	9,493件	9,105件
就業不能保険	28,777件	35,214件	42,629件	49,214件	54,665件
がん保険	－	－	3,432件	13,371件	25,408件
保有契約金額（保有契約高）	1,906,269	1,966,965	2,059,703	2,289,567	2,565,269
年換算保険料	9,342	10,033	11,075	12,993	15,404
うち医療保障・生前給付保障等	4,241	4,701	5,410	6,504	7,863
保有契約者数	140,301人	152,545人	169,532人	197,669人	232,537人

（単位：百万円）

収支の状況	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	9,387	10,096	10,962	12,560	16,850
保険料等収入	9,117	9,816	10,616	12,159	16,455
資産運用収益	259	216	317	365	339
その他経常収益	10	63	28	35	55
経常費用	9,863	12,128	11,160	14,280	19,233
保険金等支払金	1,287	1,796	1,891	2,535	3,759
責任準備金等繰入額	3,824	3,638	3,684	4,070	5,072
資産運用費用	0	0	27	1	151
事業費	3,239	4,047	4,942	6,916	9,169
その他経常費用	1,510	2,646	613	757	1,081
経常損失（△）	△ 475	△ 2,031	△ 197	△ 1,719	△ 2,382
当期純損失（△）	△ 429	△ 1,889	△ 249	△ 1,735	△ 2,400
基礎利益	△ 450	△ 1,936	△ 120	△ 1,656	△ 2,195
（参考）保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益	584	88	△ 197	△ 1,719	△ 2,382

財政状態	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
総資産	30,317	31,934	35,541	38,247	41,144
純資産	15,423	13,645	13,387	11,773	9,400
ソルベンシー・マージン比率	2,805.5%	2,723.0%	2,455.8%	2,085.2%	2,117.1%

（注）1. 個人保険の件数は主契約の件数であり、第三分野保険（医療保障・生前給付保障等）を含みます。また、個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
2. 年換算保険料とは1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。なお、当社商品の保険料は全て月払いとなっているため、1回あたりの保険料に単純に12を乗じたものを年換算保険料とした場合、2019年度末の保有契約の年換算保険料は15,514百万円、2019年度の新契約の年換算保険料は3,425百万円となります。
3. 保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益は、2016年度に保険業法第113条繰延資産を一括償却したため、2016年度までは保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益を、2017年度以降については経常損益を記載しています。

2. 三利源の開示（基礎利益の内訳）

（1）利源分析の考え方

生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定事業費率（付加保険料部分）、予定利率の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差分を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

危険差損益	想定した保険金･給付金の支払額（予定発生率）と実際に発生した支払額との差
費差損益	想定した事業費（予定事業費率）と実際の事業費支出との差
利差損益	想定した運用収益（予定利率）と実際の運用収益との差

（2）基礎利益の内訳（三利源）

（単位:百万円）

基礎利益		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
基礎利益	①	△450	△1,936	△120	△1,656	△2,195
危険差損益		2,100	2,293	2,623	2,753	2,851
費差損益		△2,595	△4,247	△2,752	△4,395	△5,064
利差損益		43	17	8	△14	17
キャピタル損益	②	64	△0	39	98	△145
臨時損益	③	△89	△95	△116	△161	△42
経常損失（△）	④(＝①＋②＋③)	△475	△2,031	△197	△1,719	△2,382
特別損益・法人税等	⑤	46	142	△51	△16	△17
当期純損失（△）	⑥(＝④＋⑤)	△429	△1,889	△249	△1,735	△2,400

（注）当社の利源分析は、保険数理上合理的な方法を採用しておりますが、具体的な計算方法は他の保険会社と異なることがあります。当社では保険料の内訳計算等について責任準備金の積立方式を考慮した方式とし、解約・失効による利益（解約失効益）は、費差損益に含めます。

(3) 利源分析の計算（図解）
2019年度

(単位：百万円)

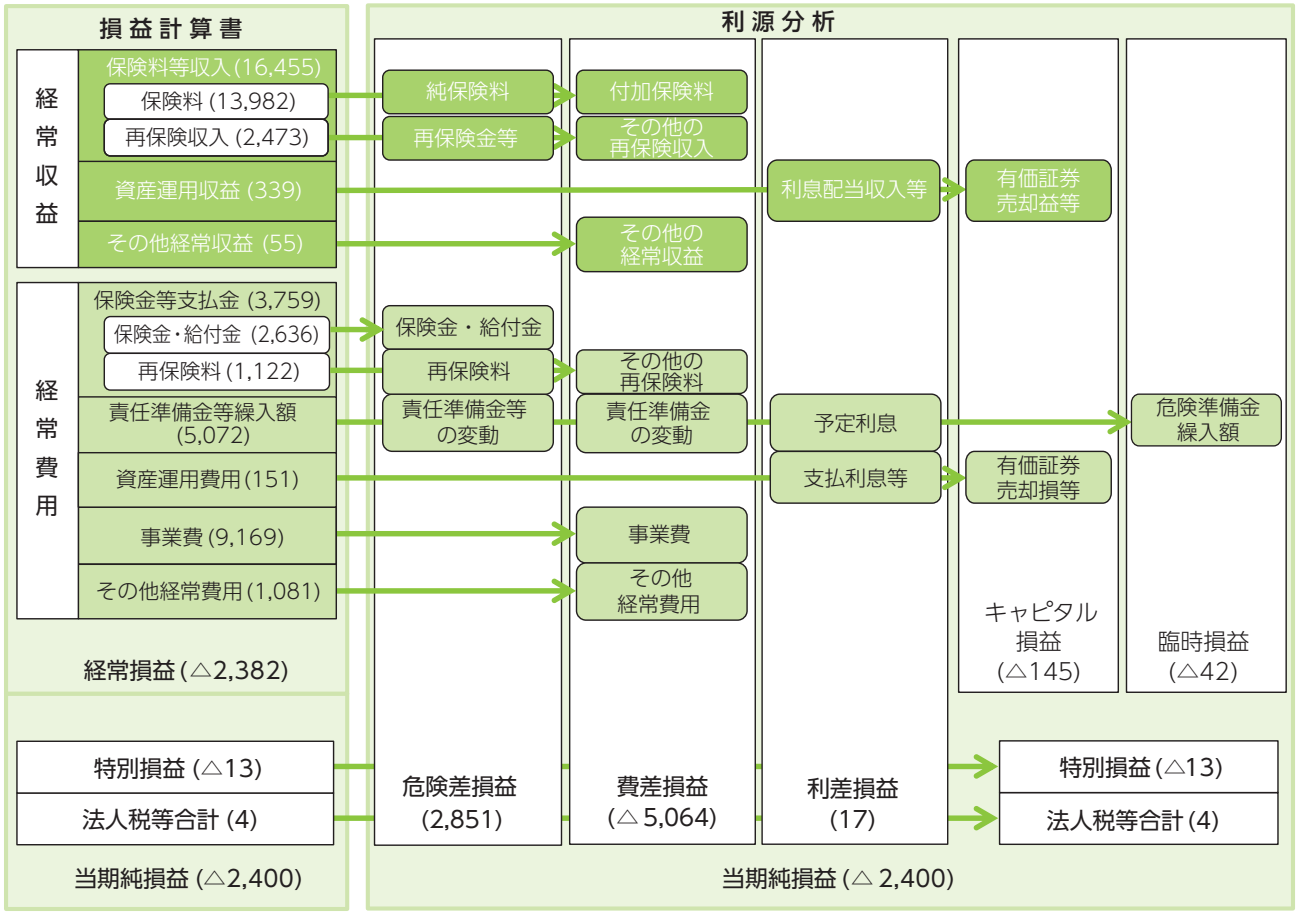

(注) 金額微少の項目については、一部省略しています。

3. ソルベンシー・マージン比率の開示

(1) 2019 年度末のソルベンシー・マージン比率

2019 年度末のソルベンシー･マージン比率は、2,117.1%（前事業年度末 2,085.2%）となり、充分な支払余力を維持しています。

(2) ソルベンシー・マージン（支払余力）の考え方

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標の一つです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。

なお、ソルベンシー・マージン比率が 200% 以上であれば、行政監督上、健全性に係るひとつの基準を満たしているとされます。

ソルベンシー・マージン（支払余力）の考え方

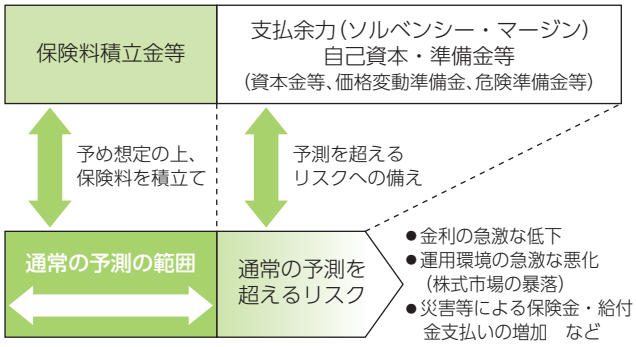

(3) ソルベンシー・マージン比率の計算（2019 年度末）

（単位：百万円）

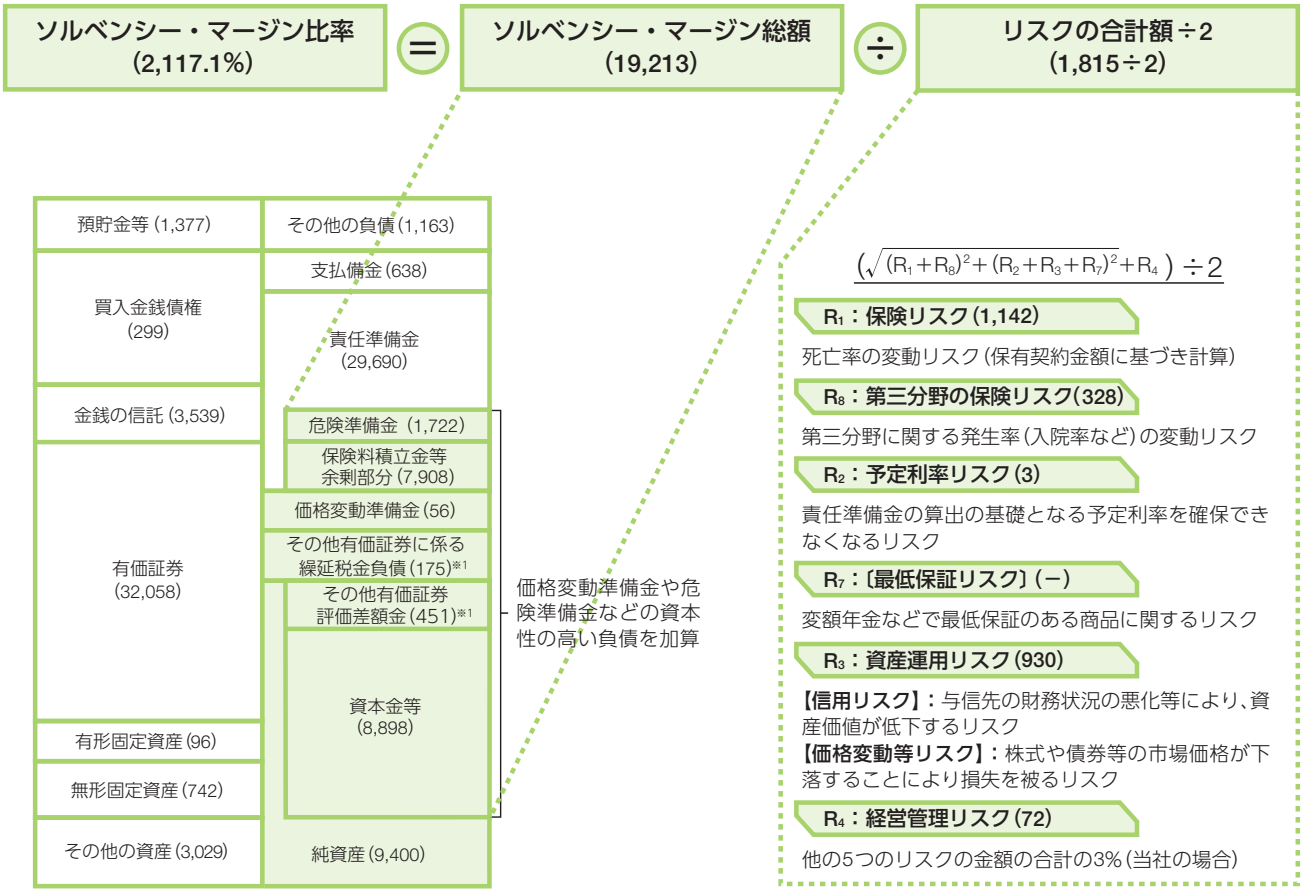

※1 その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前) (90%又は100%)

(注) 当社で該当するものがない項目や金額が微少な項目については、一部〔 〕で囲んで表記しているものを除き、省略しています。

4. エンベディッド・バリュー（EV）の状況

(1) エンベディッド・バリューの考え方

エンベディッド・バリュー（以下、「EV」）は、生命保険会社の企業価値・業績評価指標の一つであり、貸借対照表に基づく「修正純資産」と、保有契約から見込まれる将来のキャッシュ・フロー等に基づく「保有契約の将来利益現価」の合計として計算します。

生命保険契約は一般に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・引受査定費用等が集中的に支出されるため、収益と費用の発生するタイミングが一致せず、契約を獲得してから会計上の利益が生ずるまでに時間を要するという特性があります。このことが、生命保険事業を単年度の収支で評価することを難しくしているため、生命保険会社においては EV を開示することが、経営状態への理解を高める上で有益であると考えられております。なお、当社は、ヨーロッパやカナダ、日本において主要な大手生命保険会社を中心として広く採用されているヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（以下、「EEV」）を採用しております。

(2) EEV

当社のEEV及び新契約価値は以下のとおりです。

EEV

（単位：百万円）

	2018年度末	2019年度末
EEV	**63,378**	**73,431**
修正純資産※1	14,860	12,553
保有契約の将来利益現価※2	48,518	60,878
確実性等価将来利益現価	64,172	82,661
オプションと保証の時間価値	－	－
必要資本維持のための費用	△93	△66
ヘッジ不能リスクに係る費用	△15,560	△21,715

※1 修正純資産は、生命保険会社の資産の時価から責任準備金及びその他の負債の時価を控除した額として定義され、その価額は株主に帰属する価値と考えられます。具体的には、貸借対照表上の純資産の合計額と負債中の内部留保及び時価評価されていない資産・負債の含み損益などの合計として計算されます。

2 保有契約の将来利益現価は、一定の前提の下で、評価日（2020年3月31日）時点の保有契約から将来見込まれる株主に分配可能な税引後利益を評価日における現在価値に換算したものです。

新契約価値

新契約価値は、当期中に新契約を獲得したことによる EV への影響を表したもので、2019 年度末における EEV と同一の前提を使用して計算しております。また、新契約価値における新契約とは、2019 年度中に新たに成立した生命保険契約のことをいい、将来獲得する新契約を含みません。新契約価値における修正純資産とは、契約成立時点から 2019 年度末までに発生した新契約に係る損益（保険料収入や事業費の影響等）を表しております。新契約価値の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
新契約価値	**2,443**	**2,977**
修正純資産	△3,881	△4,357
将来利益現価	6,325	7,334
確実性等価将来利益現価	8,843	10,955
オプションと保証の時間価値	－	－
必要資本維持のための費用	△15	△12
ヘッジ不能リスクに係る費用	△2,502	△3,607

新契約の保険料収入の現在価値に対する新契約価値の比率（新契約マージン）は次のとおりです。

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
①保険料収入現価	39,629	54,201
②新契約価値	2,443	2,977
新契約マージン（②／①）	**6.2%**	**5.5%**

(3) 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合のEEVへの影響額は以下のとおりです。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた感応度の影響は、それぞれ単独に前提を変化させた感応度を2つ合計したものと計算結果が異なる可能性があることに留意ください。なお、責任準備金は日本の法令に基づいて計算されますので、各感応度計算においては、評価日時点の責任準備金は変わりません。

（単位：百万円）

	2020年3月末のEEVの変動	変化率	新契約価値の変動	変化率
2020年3月末におけるEEV及び新契約価値	73,431	−	2,977	−
感応度1a（金利 1.0%上昇）	△2,585	△3.5%	161	5.4%
感応度1b（金利 1.0%低下）	1,983	2.7%	△451	△15.2%
感応度1c（金利 0.5%上昇）	△1,243	△1.7%	109	3.7%
感応度1d（金利 0.5%低下）	1,096	1.5%	△180	△6.1%
感応度1e（金利に国債利回りを使用）	683	0.9%	186	6.3%
感応度2（株式・不動産価値等 10%下落）	△411	△0.6%	−	−
感応度3（事業費率 10%減少）	3,140	4.3%	658	22.1%
感応度4（解約失効率 10%低下）	112	0.2%	△40	△1.4%
感応度5（生命保険の保険事故発生率 5%低下）	3,847	5.2%	485	16.3%
感応度6（必要資本を法定最低水準に変更）	44	0.1%	8	0.3%

(4) 注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。上記の理由により、EVの使用にあたっては、充分な注意を払っていただく必要があります。

EVの算出にあたり、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリーファーム）に、前提条件や計算方法等について検証を依頼し、意見書を受領しております。当該意見書及びEVの詳細については、当社ウェブサイト掲載のニュースリリースをご参照ください。

4 直近事業年度における事業の概況

以下のページをご参照ください。
- 会社情報 1 会社の概況及び組織 1. 沿革（P.14）
- 会社情報 3 2019年度経営指標等の報告（P.21）

5 お客さまとのコミュニケーション

1. ご契約者との集い

当社は、インターネットを主な販売チャネルとしながらも、お客さまにとって「顔の見える企業」であり続けたいと考えております。そのひとつの方法として、「ふれあいフェア」の名称で、定期的にご契約者との集いを開催し、経営状況や新しいサービスなどについてお伝えするとともに、保険商品・サービスに関するご契約者の声をお聞きし、経営に役立てております。

2019年度(2020年3月期)は、2019年7月、9月の計2回、「ふれあいフェア」を開催し、13名のご契約者、そのご家族やご友人にご参加いただきました。

開催日	名　称	参加者数
2019年 7月 7日	第39回ふれあいフェア(東京)	6名
2019年9月29日	第40回ふれあいフェア(福岡)	7名
2020年2月29日	第41回ふれあいフェア(東京)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

2. お客さまの相談・苦情への対応状況

(1) 相談・苦情の受け付け状況

2019年度に当社に寄せられた総相談件数は、107,176件、苦情件数は4,022件となりました。

当社は、「お客さまの声」を、当社の保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、コンタクトセンターを中心に全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上を図ることを目的として日々の事業運営に反映しております。

当社ウェブサイト上の「お客さまのご意見に対する取り組み」では、お寄せいただいたお客さまの声から実現した取り組み事例を掲載しております。

URL: https://www.lifenet-seimei.co.jp/profile/satisfaction/

(2) お客さまの相談・苦情件数

お客さまからいただいた相談件数及び苦情件数は以下のとおりです。

(単位：件)

項　目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総相談件数	58,975	61,913	68,504	88,174	107,176
苦情件数	927	1,106	1,600	2,562	4,022

(3) お客さまの苦情の項目別内訳

お客さまからいただいた苦情の項目別内訳は以下のとおりです。

(単位：件)

項　目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
新契約関係	474	579	1,023	1,746	2,567
収納関係	133	132	152	209	257
保全関係	113	98	108	173	249
保険金・給付金関係	93	142	113	141	271
その他	114	155	204	293	678
計	927	1,106	1,600	2,562	4,022

(注) 生命保険協会の苦情分類に基づくものです。

(4)「お客さまの声」への対応事例

当社では、お寄せいただいた「お客さまの声」を日々、経営改善や業務改善に役立てております。2019年度の主な「お客さまの声」への対応事例は以下のとおりです。

お客さまの声	対応状況
ID、パスワードを使ってマイページにログインするのが面倒なので、アプリを作ってほしい。	保険契約の申し込み手続きや保険金・給付金のご請求等ができるマイページの機能をスマートフォンでご利用できるアプリをご用意しました。 ダウンロード後に生体認証を設定すると、2回目以降に利用する時は、ID・パスワードを入力しなくても生体認証でログインいただけますので、ぜひダウンロードください。
給付金請求書類の押印を忘れてしまった。もう少しわかりやすくしてもらいたい。	従来、スマ速請求を除き、保険金等の請求手続きには請求書類への押印が必要でしたが、受取人ご本人さまからの請求手続きについては、押印を不要とし、より簡易にお手続きができるようになりました。
マイページのお知らせを確認しておらず、初回保険料の引き落し日や金額などがわからなかった。 書面でのお知らせがほしい。知らせてくれていたらきちんと準備できるのに。	保険料払込方法を口座振替扱いにてご契約いただいたお客さまに対して、契約後初めての保険料お引き落とし前に、ハガキにて初回保険料のご案内をすることを開始しました。

(5) 金融 ADR 制度

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら、柔軟な解決を図る手続です。生命保険業界では、一般社団法人生命保険協会が、お客さまと生命保険会社との間の紛争解決を図る指定紛争解決機関として金融庁から指定され、2010年10月1日より業務を行っております。

例えば、お客さまが給付金支払いで生命保険会社に苦情申し立てをしたものの解決に至らなかった場合、「裁判」で争うという方法もありますが、裁判には費用も時間もかかるという問題もあります。しかし、この金融 ADR 制度を利用すれば、当事者以外の第三者(金融 ADR 機関)に関わってもらいながら、「中立・公正」「迅速」「低コスト」に紛争解決を行えるという大きなメリットがあります。

(注) 当社は、一般社団法人生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する契約を締結しております。

指定紛争解決機関 ご連絡先	**一般社団法人 生命保険協会**	生命保険相談所：https://www.seiho.or.jp/contact/about/ 連 絡 所 一 覧：https://www.seiho.or.jp/contact/about/list/

3. お客さまに対する情報提供

お客さまへ必要な情報をお届けする手段として、E メール・SMS・郵便物・お客さま専用のマイページを活用しております。定期的に当社の状況をお伝えするライフネットメールは、新商品販売開始のお知らせや、生命保険料控除の証明書を郵送するタイミングなどをお知らせしております。また、E メールの手軽さを活かして、年末年始のご挨拶やキャンペーンのお知らせなどもご案内しております。さらに、お客さまに契約内容を理解いただき、適切に保険金、給付金を請求いただくための案内を「ライフネット生命レター」として定期的に郵送しております。ライフネット生命レターでは、現在の契約内容を確認いただけるほか、給付金の請求時にご利用いただける「連絡シート」を添付して注意喚起をしており、お客さまの請求もれをなくすべく努めております。

4. 商品に関する情報提供

当社は、主にウェブサイトを通じて情報提供を行っております。商品一覧は「6 販売商品」(P.29)をご参照ください。

5. 営業職員・代理店教育・研修の概略

当社は、各代理店の保険募集形態に合わせ、適正な保険募集のルールやお客さま情報保護の方針等を踏まえて、お客さまに必要な保障をお届けするために、保険商品や募集行為に係る教育及び研修を実施しております。

6 販売商品

1. 販売商品一覧（2020 年 7 月 1 日現在）

当社は、インターネットを通じてお客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただきたいという考えのもと、いずれの商品も複雑な特約や配当のない、シンプルでわかりやすい保障内容となっております。また、ホワイトレーベル商品として、2016年4月からKDDI株式会社を通じて販売している「auの生命ほけん」、2020年4月から株式会社セブン・フィナンシャルサービスを通じて販売している「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」があります。なお、「auの生命ほけん」「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」は、下記の保険商品と保障内容が同一です。

(1) 定期死亡保険「かぞくへの保険」は、万が一（死亡、所定の高度障害状態）の場合に、保険金を受け取ることができる生命保険です。保険金額は 500 万円から（51 歳以上は 300 万円から）最高 1 億円まで 100 万円ごとに設定することができます。ライフステージごとに保障を見直しやすく、少ない保険料で大きな保障を用意できる「定期型」であり、保険期間は年齢に応じて 10 年、20 年、30 年、65 歳満了、80 歳満了、90 歳満了から選択することができ、10 年、20 年、30 年の場合は最長 90 歳まで自動更新できます。

(2) 終身医療保険「じぶんへの保険 3」「じぶんへの保険 3 レディース」は、日帰り入院から給付金を受け取ることができる医療保険です。加入時から毎月支払う保険料が変わらず、一生涯保障が続く「終身型」で、保障内容に応じて、「エコノミーコース」、「おすすめコース」を設けております。入院給付金日額は 5,000 円、8,000 円、10,000 円、12,000 円、15,000 円の中から選ぶことができます。5 日以内の入院の場合は一律 5 日分の入院給付金を受け取ることができます。手術給付金は、外来手術であれば入院給付金日額の 5 倍、入院中の手術であれば入院給付金日額の 10 倍を受け取ることができます。また、「おすすめコース」は、がんや先進医療に対する保障を充実させた内容となっております。さらに、これらの保障内容に加え、女性特有の病気で入院した場合には女性入院給付金を上乗せして受け取ることができる、女性専用の医療保険「じぶんへの保険 3 レディース」もご用意しております（女性特有の病気による 5 日以内の入院の場合は一律 5 日分の女性入院給付金を受け取ることができます）。

(3) 定期療養保険「じぶんへの保険プラス」は、病気やケガで入院したときや入院前後に外来療養を受けたときに、公的医療保険における医療費の自己負担分に連動して給付金を受け取ることができる医療保険です。また、がんと診断されたときや継続的にがんの治療を受けた場合に一時金を、先進医療を受けた際にも技術料と同額の給付金を受け取ることができます。保険期間 10 年の「定期型」で、最長 70 歳まで更新できます。

(4) 就業不能保険「働く人への保険2」は、病気やケガで長期間働けずに収入が途絶え、生活を維持できなくなるリスクに備える就業不能保険です。所定の就業不能状態となった場合に、就業不能給付金を毎月受け取ることができます。就業不能給付金月額は職業や年収に応じて10万円～ 50万円の間で5万円ごとに設定でき、保険期間は最長70歳まで設定することができます。所定の就業不能状態となってから、給付が開始されるまでの期間は、60日または180日のいずれかから選ぶことができます。また、一定期間の給付金額を半分にすることで保険料を節約できる「ハーフタイプ」もご用意しております。

(5) がん保険「ダブルエール」は、治療費に備える「治療サポート給付金」に加えて、がん治療に伴う休職や時短勤務等による収入の減少に備える「がん収入サポート給付金」のダブルの保障で、働く人のためのがん保険として開発しました。加入時から毎月支払う保険料が変わらず、一生涯保障が続く「終身型」で、保障内容は「がん診断一時金」をベースに、お客さまのニーズに応じて「治療サポート給付金」、「がん収入サポート給付金」のいずれかまたは両方を付加できるよう、シンプルタイプ、ベーシックタイプ、プレミアムタイプの3つのタイプをご用意しております。また、ベーシックタイプ、プレミアムタイプには「がん先進医療給付金」をオプションで付加することができます。

2. ご契約の流れ

当社のウェブサイトをご参照ください。
URL: https://www.lifenet-seimei.co.jp/procedure/flow/

3. 付加保険料の開示

当社では、情報開示を徹底することがお客さまに信頼いただくサービス提供の基本であるという考えに基づき、生命保険料のうち生命保険会社の運営経費等に充当する付加保険料を開示しております。具体的には、当社の保険商品に関して、お客さまからいただく保険料を純保険料と付加保険料に分けて開示しております。

純保険料	保険金・給付金等の支払いに充当する部分 （年齢・性別・金利水準などによって決まる、いわば生命保険料の「原価」に相当する部分）
付加保険料	生命保険会社の運営経費等に充当する部分

当社は、付加保険料の開示により、経営情報の透明性を高めるとともに、当社の「わかりやすくシンプルな保障内容・保険料」に加えて、保険料の内訳もしっかりとご理解・ご納得の上でお客さまにお申し込みいただくという、より透明性の高い契約プロセスを実現できると考えております。

代表的な契約例における付加保険料は以下のとおりです。

商　品	契約年齢・性別	保障内容	月額保険料	付加保険料	付加保険料の割合
「かぞくへの保険」 （定期死亡保険）	30歳・男性	保険金額3,000万円 保険期間10年	2,704円	**704円**	**26%**
「じぶんへの保険3」 （終身医療保険）	30歳・男性	エコノミーコース 入院給付金日額1万円 保険料払込期間　終身	3,156円	**672円**	**21%**
「じぶんへの保険3レディース」 （終身医療保険）	30歳・女性	エコノミーコース 入院給付金日額1万円 保険料払込期間　終身	4,042円	**854円**	**21%**
「働く人への保険2」 （就業不能保険）	30歳・男性	標準タイプ（A型） 就業不能給付金月額20万円 保険期間70歳　支払対象外期間60日	5,704円	**1,668円**	**29%**
「ダブルエール」 （がん保険）	30歳・男性	D型（がん先進医療特則あり） がん診断一時金額100万円	3,646円	**976円**	**27%**

なお、付加保険料の割合は年齢・性別・保障内容によって異なります。

7 保険金・給付金のお支払い

1. 保険金・給付金の支払状況

2019年度にお支払いした保険金等は、保険金132件、給付金8,473件の合計8,605件となり、お支払いできない事由に該当すると判断した件数は、保険金11件、給付金516件の合計528件となりました。

当社は、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内※1」に、指定口座に保険金等をお支払いしております。2019年度の平均支払所要日数（営業日）は2.46日※1となりました。

(1) 保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数及び内訳※2

2019年度（2019年4月～2020年3月）

（単位：件）

		支払件数	支払不可事由該当件数						
				詐欺取消	不法取得目的無効	告知義務違反解除	重大事由解除	免責事由該当	支払事由非該当
定期死亡保険	死亡保険金	125	10	0	0	6	0	4	0
	高度障害保険金	6	1	0	0	0	0	0	1
	保険料の払込免除	1	0	0	0	0	0	0	0
終身医療保険	入院給付金	1,821	20	0	0	0	0	0	20
	手術給付金	572	6	0	0	0	0	0	6
	保険料の払込免除	2	2	0	0	0	0	0	2
終身医療保険(2014)	入院給付金	2,413	188	0	0	123	0	0	65
	女性入院給付金	686	43	0	0	31	0	0	12
	手術給付金	1,479	140	0	0	89	0	0	51
	がん治療給付金	108	12	0	0	4	0	0	8
	先進医療給付金	17	1	0	0	1	0	0	0
	保険料の払込免除	1	1	0	0	0	0	0	1
終身医療保険(2019)	入院給付金	12	5	0	0	4	0	0	1
	女性入院給付金	2	1	0	0	1	0	0	0
	手術給付金	9	6	0	0	5	0	0	1
	がん治療給付金	0	0	0	0	0	0	0	0
	先進医療給付金	0	0	0	0	0	0	0	0
	先進医療見舞給付金	0	0	0	0	0	0	0	0
	保険料払込免除	0	0	0	0	0	0	0	0
定期療養保険	入院療養給付金	399	5	0	0	0	0	0	5
	外来療養給付金	334	12	0	0	0	0	0	12
	がん治療給付金	33	1	0	0	0	0	0	1
	先進医療給付金	4	0	0	0	0	0	0	0
	保険料の払込免除	0	0	0	0	0	0	0	0
就業不能保険	就業不能給付金※3	102	11	0	0	0	0	0	11
就業不能保険(2016)	就業不能給付金※3	166	39	0	0	4	0	2	33
	高度障害給付金	1	0	0	0	0	0	0	0
がん保険	がん診断一時金	95	11	0	0	7	0	0	4
	上皮内新生物診断一時金	20	2	0	0	1	0	0	1
	がん収入サポート給付金	11	0	0	0	0	0	0	0
	治療サポート給付金	186	11	0	0	6	0	0	5
	がん先進医療給付金	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計		8,605	528	0	0	282	0	6	240

※1 書類受領日～着金日までの日数です。(例：書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日に着金した場合は「2日」となります。)
なお、事実の確認を行った事案や請求書類に不備があった事案は除外しています。
2 件数の実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては1契約で複数の件数を計上する場合があります。
3 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。
なお、2019年度（2019年4月 ～2020年3月）に就業不能給付金をお支払いした被保険者数は、84人です。

(2) 保険金等の支払件数、支払不可事由該当件数の推移

(単位：件)

項　目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
支払件数	5,042	5,824	6,240	7,076	8,605
支払不可事由該当件数	168	221	238	324	528

2. 支払事案の概要

2019年度に実際にお支払いした主な事案の概要は、以下のとおりです。

属　性	支払対象	支払事由に該当した事案の概要
60代・女性	終身医療保険 入院給付金	・急性胃炎により、3日間入院されました。 ・このため、入院給付金3万円をお支払いしました。 【給付金ご請求者の感想(ご契約者アンケートより)】 「診療明細書と領収書をスマホのカメラで撮影して送信するだけで終了。簡単に請求することができ、給付金受取までの期間もとても早くてびっくりしてしまいました。」
30代・女性	終身医療保険(2014) 入院給付金 女性入院給付金 手術給付金	・帝王切開により、7日間入院され、手術を受けられました。 ・このため、入院給付金3万5千円、女性入院給付金3万5千円、および手術給付金5万円の合計12万円をお支払いしました。 【給付金ご請求者の感想(ご契約者アンケートより)】 「これまでに3度請求させていただきましたが、どの時も電話でのオペレーターの方の対応が丁寧で、毎回気遣いのあるお言葉をかけて頂き、大変嬉しかったです。」
30代・女性	就業不能保険(2016) 就業不能給付金	・急性リンパ性白血病を原因として、就業不能状態となり、その状態が60日を超えました。 ・このため、就業不能給付金月額10万円をお支払いしました。

3. 支払不可事由該当事案の概要

2019年度にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要は、以下のとおりです。

支払不可事由	種　類	支払不可とした事案の概要
支払事由非該当	就業不能給付金	病気により在宅療養をされており、就業不能給付金の請求をいただきましたが、提出された診断書に軽労働、座業とも可能な身体状況である旨が証明されていました。このため、就業不能状態には該当せず、就業不能給付金はお支払いできませんでした。
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	病気により入院および手術給付金の請求をいただきましたが、事実確認の結果、ご契約のお申込み前に医師から病名を告知され、手術を勧められていたにもかかわらず、告知していなかったことが判明し、かつ、告知していなかった事実と入院・手術の原因に因果関係が認められました。このため、ご契約は告知義務違反として解除し、ご請求の入院給付金および手術給付金はお支払いできませんでした。
がん無効	がん診断一時金 治療サポート給付金	甲状腺がんのため、がん診断一時金および治療サポート給付金のご請求をいただきましたが、責任開始日前に、がんと診断確定されていたため、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできませんでした。

8 保険会社の運営

1. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しております。

なお、当社は、東京証券取引所マザーズに上場しているため開示義務はありませんが、情報開示の充実を図る目的において、コーポレートガバナンス・コードが、特定の事項を開示すべきとしている原則への対応状況を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しております。

(2) 企業統治の体制等

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性を高める目的において、相当数を社外取締役としております。業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会は、取締役の職務執行及び取締役会の監督義務の履行状況について監査を行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置しております。さらに、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

①取締役会

取締役会は、取締役会規則に基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。その出席者の構成は、取締役8名(うち、社外取締役4名、そのうち、独立役員3名)、監査役3名(うち、独立役員である社外監査役2名)です。社外役員は、監督機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場で経営に参画しております。取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしております。

②監査役会

監査役会は、監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしており、その構成は、監査役3名(うち、独立役員である社外監査役2名)です。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査に加え、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど緊密な連携を保ち、取締役の職務執行を監査しております。

③社外取締役、社外監査役の人数及び当社との関係等

当社は、社外取締役4名、社外監査役2名を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目的として、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律等に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性及び中立性ある助言並びに取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。

社外取締役は、取締役会において、内部監査部門の内部監査実施計画及び内部監査に関する基本方針の改定を承認するとともに、内部監査で指摘した問題点のうち重大と判断されるものの報告を受けております。

社外監査役は、会計監査人からの監査計画及び監査結果に係る説明並びに内部監査部門との業務監査結果等に係る情報交換等の協力態勢を整備しております。

なお、当社は、任意の指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会が定めた「取締役候補者の選任方針」において、次のとおり、社内及び社外取締役の選任並びに社外取締役の独立性を確保するための基準を設けております。

取締役候補者の選任方針

1. 社内取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、次に掲げる事項を充足する者を選任する。
   - 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
   - 十分な社会的信用を有すること。
2. 社外取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議のうえ、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
   - 企業経営、リスク管理、コンプライアンス、金融、経済、経理財務、マーケティング等の専門分野における高い見識や豊富な経験を有し、当該専門分野での相応の実績を挙げていること。
   - 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るという観点からの助言を行うために必要な資質を有すること。
   - 「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、次の基準に則る。
3. 社外取締役の独立性基準

   当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。

   (1)当社の業務執行者
   (2)当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
   (3)当社の主要な取引先又はその業務執行者
   (4)当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
   (5)当社の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者
   (6)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、若しくは法律専門家
   (7)過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
   (8)過去3年間のいずれかにおいて(2)から(7)までに該当したことがある者
   (9)上記(1)から(8)までに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者

④執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役社長により決定された担当に従い、業務を執行します。執行役員の数は7名(うち、取締役との兼務3名)です。

⑤指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の選任や解任に関する取締役会への提案及び取締役の個別の報酬の決定等を行っております。指名・報酬委員会は、3名の独立社外取締役及び予め取締役会が定める代表取締役1名から構成され、オブザーバーとして、監査役が出席できます。独立社外取締役である委員は社外取締役の中から互選によって選定され、委員長は委員の中から互選によって選定されます。

⑥アドバイザリーボード

当社は、当社の経営全般に対する多面的な意見及び提言を社外の有識者から得ることを目的として、アドバイザリーボードを設置しております。

⑦各種委員会

当社は、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、支払委員会、マーケティング委員会、資産運用委員会、ALM委員会、システム委員会の各委員会を設置しております。これらは主として業務執行部門への助言機能を担っております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、取締役社長を委員長として、当社のコンプライアンスとリスク管理をモニタリングしております。

⑧内部監査部門

当社は、被監査部門から独立した監査部（内部監査部門）を設置しており、その構成は監査部長1名及びスタッフ1名です。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、業務監査結果を取締役会に報告しております。

監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人による監査の状況について意見交換を行うとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の実施状況、内部監査報告書等を報告するなど、緊密に連携しております。

さらに、監査役監査基準に基づく監査役からの報告要請への対応、内部監査実施報告書の報告など、監査役とも密に連携しております。

(3) 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、職務分掌、行動規範等に係る社内規程類（取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・マニュアル等）を定め、運用しております。特に、コンプライアンス及びリスク管理についてはその重要性に鑑み、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。

当社が、「内部統制システムに関する基本方針」において、整備することを定めている体制は以下のとおりです。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 反社会的勢力への対応に関する体制
4. システムリスクを含むリスク管理に関する体制
5. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合に関する体制
7. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、以下の内容を定めた法令等遵守に関する基本方針を定めることにより、コンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスを推進しております。

(1) 法令等遵守に係る取組方針

当社は、免許を受けた生命保険会社として大きな社会的責任と公共的使命を担っていること及び当社のマニフェストをふまえ、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するために、役員・社員が法令等を厳正に遵守することを経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

(2) 法令等遵守に係る具体的取組方策

当社は、法令等遵守に関する基本方針に加えて、以下の取組みを行っております。

まず、遵守すべき法令等を具体的に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、その内容について役員・社員に周知しております。また、毎年、コンプライアンスの実践計画書である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、「コンプライアンス・プログラム」に則り、適切な教育・管理等を行っております。

さらに、当社は、コンプライアンス関連情報の適時かつ的確な認識・把握のための組織横断的な機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則3ヶ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

役員・社員は、コンプライアンス違反の疑義が生じた場合には、法務部、監査役または内部通報規則に定める窓口に報告等をできることとし、報告したことを理由として、報告者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを明示的に定めております。

3. ERM・リスク管理体制の整備状況

(1) リスク選好基本方針

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」ことを経営理念として掲げ、顧客体験の革新と販売力の強化を通じてオンライン生命保険市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーとなることを目指しています。

また、企業価値を表す重要な経営指標としてEEV（ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー）を位置づけ、EEVを早期に1,000 億円に到達させることを経営目標としています。

当社はこれらの事業目標を達成するため、死亡保障分野および医療保障分野を中心に、保険引受リスクを適切に管理しながら積極的に受け入れ、より多くのお客さまへ保障を提供していきます。

資産運用については、保険引受の責任を確実に果たすために安定的な収益を確保することを目指し、市場リスクおよび信用リスク

を許容できる範囲内で受け入れ、適切なリスク管理のもとで分散投資を行っていきます。

当社は、経済価値ベースおよび規制ベースでの資本十分性を確保し、事業効率を高めながら健全な事業の成長および企業価値の向上に努めてまいります。

(2) リスク管理体制

当社は、生命保険会社としての財務の健全性及び業務の適切性の観点から、リスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識し、リスク管理のために社内規程を制定し、社内の組織体制の確立を率先して行うことにより、各リスクの評価・改善体制を整備しております。

具体的には、リスク選好基本方針において、当社がどのようなリスクをどの程度まで取るかを含む、リスク戦略の原則を定めております。そのうえで、リスク管理に関する基本方針において、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(システムリスクを含む)のそれぞれを適切に管理することとしております。また、統合的リスク管理規程において、総体的な面からもリスクを管理していくことや、各リスクをそれぞれの一次リスク管理部門と二次リスク管理部門を通じて管理・統括することを定めております。当社のリスク管理は、原則として計量化できるものについてはVaR※1リミットを設定して管理し、計量化できないものについては想定し得るリスクシナリオを考え、当社の事業に与える影響の大きいリスクから優先して対応するものとしております。その上で、リスク管理部は、計量化手法の限界及び弱点を十分に認識し、計量化できるリスクの範囲を広げるものとしております。

また、当社は、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置しております。さらに、生命保険会社にとっては、資産負債総合管理がリスク管理の要諦になるとの認識に立脚し、これとは別に「ALM※2委員会」を設けております。

※1 Value at Risk
2 Asset Liability Management(資産・負債の総合管理)

4. 情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、契約者の氏名・生年月日・住所等や契約内容等の個人情報、機微情報等を長期間にわたり保有しており、法令や社内規程等を遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しております。

このような認識に基づき、当社は、システムリスク管理のための社内規程を制定し、システムリスクの評価・改善体制を整備しております。加えて、システムリスクについては、その適切な管理に高い専門性が求められることを勘案し、関係する有識者を加えた会議体を設け、定期的に経営陣への報告を実施しております。

5. 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて(保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性)

(1) 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストの考え方

第三分野とは、医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や給付金が支払われる保険商品の分野を指します。第三分野商品は商品内容が多種多様であり、十分なデータの蓄積もないことから標準死亡率のようなスタンダードな指標が存在しません。そのため、当社では公的なデータに基づいて保険事故発生率(入院給付金等の発生率)を推計し、保険料や責任準備金の算出に用いております。こういった商品は医療技術の進歩や医療政策の変更等の影響を受けやすく、その上終身保障タイプの場合は長期的な不確実性を有していると言われております。

当社は、このような第三分野商品のリスク特性を踏まえ、保険引受リスク管理に関する社内規程に基づいて、定期的に予定保険事故発生率の事後検証(ストレステスト・負債十分性テストを含む)を行い、責任準備金の十分な積立水準を確保していきます。

(2) ストレステストの前提条件及び結果

ストレステスト及び負債十分性テストの実施方法については、それぞれ平成10年大蔵省告示第231号と平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定められております。

まず、過去の実績に基づいて将来10年間の発生率の変動を推計し、その変動の一定の範囲(99%及び97.7%)をカバーできる水準として、危険発生率を算出します。過去の実績が十分に取れない場合は、予定保険事故発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど保険数理上適切な手法を用いて算出することも認められております。予定保険事故発生率がこの危険発生率を上回っていれば、十分な水準にあると判断されます。

一方、ストレステストの結果、99%の危険発生率を下回った場合、必要な額を危険準備金として積み立てることとされております。さらに、97.7%の危険発生率を下回った場合は、保険計理人により負債十分性テストを行い、将来の保険料積立金に不足が生じると判断されれば、保険料積立金の積み増しを行うこととされております。

当社は、これらの法令に基づき予定保険事故発生率について検証を行いました。

十分な実績が得られなかった部分については、予定保険事故発生率の基となったデータを参照して危険発生率を算出する方法を採っております。その結果、予定保険事故発生率が99%の危険発生率を上回り、十分な水準にあることを確認しました。

6. お客さまの個人情報の保護

当社は、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な社会的責任であると認識し、個人情報の保護に係る方針を以下のとおり定め、全ての役員・社員が、個人情報の保護に関する法律・ガイドラインなど関係法令等を遵守し、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしております。また、適正な個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善しております。

個人情報の保護に係る方針

1. 個人情報の定義

当社は、個人情報を、「個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により特定の個人を識別できるもの、および、個人識別符号が含まれるもの」と定義しています。

2. 個人情報の種類

保険契約の締結等に必要な情報として、お客さまのお名前、住所、生年月日、性別、健康状態、職業等をお聞きしております。また、当社等が提供する各種サービスに関連し、必要な情報をお聞きする場合があります。

3. 個人情報の取得方法

当社のウェブサイト上の画面、電話、契約申込書類等を通じて、お客さまに関する情報を取得いたします。お客さまの情報の取得に際しては、個人情報の保護に関する法律、保険業法その他の法令等に照らし適正な方法で行います。

4. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じて、以下の目的で利用させていただき、それ以外の目的には利用しません。

(1)各種保険契約の引受、契約の維持管理、保険金・給付金等の支払
(2)当社または関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供
(3)当社業務に関する情報提供、商品・サービスの充実
(4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
(5)その他保険に関連・付随する業務

5. 個人情報の提供

お客さまに関する情報は、以下の場合において、必要な範囲で当社以外の者に提供することがあります。
(1)あらかじめお客さまの同意がある場合
(2)法令により必要とされる場合
(3)代理店へ保険募集を委託する場合
(4)人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
(5)公共の利益のために必要とされる場合
(6)適切な安全管理をしたうえで業務委託を行う場合
(7)特定の者と共同で利用する場合(具体例:他の生命保険会社等と「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」により共同で利用する場合)
(8)再保険契約の締結※、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合
※再保険契約は、引受リスクの判断や適切な分散を主な目的としています。再保険会社に提供する情報には、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報が含まれます。

6. 要配慮個人情報、センシティブ情報の取得・利用・第三者提供

当社は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する個人情報(以下「機微(センシティブ)情報」といいます。)については、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないでの取得、利用又は第三者提供を行いません。なお、機微(センシティブ)情報を、次に掲げる場合にあらかじめ本人の同意を得ないでの取得、利用又は第三者提供する場合には、次に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱います。
(1)法令等に基づく場合
(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
(5)相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
(6)保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、要配慮個人情報、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
(7)機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

7. 個人情報の開示、訂正等

お客さまから、ご自身に係る情報について開示、訂正等、利用停止等の依頼があった場合は、請求者が本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がないかぎり、個人情報保護法に基づき、開示・訂正等・利用停止等の対応を行います。

8. 情報の管理

お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じています。また、お客さま情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるよう努めています。さらに、役員・社員および委託先に対して必要かつ適切な監督を行っています。また、当社では、お客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を専門に担当する責任者および「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的な取り組みに努めています。

また、安全管理措置等の個人情報保護に必要な対策については、定期的に見直しを行い、継続的改善に努めてまいります。

特定個人情報の保護に係る方針

当社は、お客さまに対し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)に基づき、「保険取引に関する支払調書作成事務」に利用するために個人番号の提供をお聞きします。また、関係法令等を遵守し、提供いただいたお客さまの個人番号及び特定個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるよう努めています。

7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、高い公共性を有する生命保険会社として、反社会的勢力によりステークホルダーが被害を受けることを未然に防止する観点から、以下のとおり、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めております。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 当会社は、反社会的勢力との関係を遮断することは、社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であることを十分認識し、人事総務部を中心として反社会的勢力との関係遮断に向けた組織態勢を整備する。
2. 当会社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、組織全体として対応するとともに、当会社の役員・社員の安全を確保する。
3. 当会社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築する。
4. 当会社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶し、反社会的勢力への資金提供や事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
5. 当会社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
6. この基本方針の改廃は、人事総務部が立案し、取締役会の決議によるものとする。

8. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものです。当社では、一般社団法人生命保険協会及び東京都生命保険協会を通じて、募金運動などの社会貢献活動に取り組んでおります。

(2020年7月1日現在)

業績データ

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 38

2 財産の状況 …… 39

1. 貸借対照表 …… 39
2. 損益計算書 …… 41
3. キャッシュ・フロー計算書 …… 42
4. 株主資本等変動計算書 …… 43
5. 債務者区分による債権の状況 …… 52
6. リスク管理債権の状況 …… 52
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 52
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …… 52
9. 有価証券等の時価情報（会社計） …… 53
10. 経常利益等の明細（基礎利益） …… 56
11. 会社法による会計監査人の監査の状況 …… 56
12. 金融商品取引法に基づく監査法人の監査証明 …… 56
13. 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について …… 56
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 …… 56

3 業務の状況を示す指標等 …… 57

1. 主要な業務の状況を示す指標等 …… 57
(1) 決算業績の概況 …… 57
(2) 保有契約高及び新契約高 …… 57
(3) 年換算保険料 …… 57
(4) 保障機能別保有契約高 …… 59
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 …… 60
(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 …… 61
(7) 契約者配当の状況 …… 61
2. 保険契約に関する指標等 …… 62
(1) 保有契約増加率 …… 62
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） …… 62
(3) 新契約率（対年度始） …… 62
(4) 解約失効率（対年度始） …… 62
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約） …… 62
(6) 死亡率（個人保険主契約） …… 62
(7) 特約発生率（個人保険） …… 63
(8) 事業費率（対収入保険料） …… 63
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 63
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 …… 63
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 …… 63
(12) 未だ収受していない再保険金の額 …… 63
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 …… 63
3. 経理に関する指標等 …… 64
(1) 支払備金明細表 …… 64
(2) 責任準備金明細表 …… 64
(3) 責任準備金残高の内訳 …… 64
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別） …… 64
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 …… 65
(6) 契約者配当準備金明細表 …… 65
(7) 引当金明細表 …… 65
(8) 特定海外債権引当勘定の状況 …… 65
(9) 資本金等明細表 …… 65
(10) 保険料明細表 …… 66
(11) 保険金明細表 …… 66
(12) 年金明細表 …… 66
(13) 給付金明細表 …… 67
(14) 解約返戻金明細表 …… 67
(15) 減価償却費明細表 …… 67
(16) 事業費明細表 …… 67
(17) 税金明細表 …… 68
(18) リース取引 …… 68
(19) 借入金残存期間別残高 …… 68
4. 資産運用に関する指標等 …… 68
(1) 資産運用の概況 …… 68
(2) 資産別運用利回り …… 70
(3) 主要資産の平均残高 …… 70
(4) 資産運用収益明細表 …… 71
(5) 資産運用費用明細表 …… 71
(6) 利息及び配当金等収入明細表 …… 71
(7) 有価証券売却益明細表 …… 72
(8) 有価証券売却損明細表 …… 72
(9) 有価証券評価損明細表 …… 72
(10) 商品有価証券明細表 …… 72
(11) 商品有価証券売買高 …… 72
(12) 有価証券明細表 …… 72
(13) 有価証券残存期間別残高 …… 73
(14) 保有公社債の期末残高利回り …… 73
(15) 業種別株式保有明細表 …… 74
(16) 貸付金明細表 …… 74
(17) 貸付金残存期間別残高 …… 74
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 …… 74
(19) 貸付金業種別内訳 …… 74
(20) 貸付金使途別内訳 …… 74
(21) 貸付金地域別内訳 …… 75
(22) 貸付金担保別内訳 …… 75
(23) 有形固定資産明細表 …… 75
(24) 固定資産等処分益明細表 …… 75
(25) 固定資産等処分損明細表 …… 75
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 …… 75
(27) 海外投融資の状況 …… 76
(28) 海外投融資利回り …… 76
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額） …… 76
(30) 各種ローン金利 …… 76
(31) その他の資産明細表 …… 76
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定） …… 76

4 特別勘定に関する指標等 …… 76

5 保険会社及びその子会社等の状況 …… 76

6 生命保険協会統一開示項目一覧 …… 77

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	9,387	10,096	10,962	12,560	16,850
経常損失（△）	△475	△2,031	△197	△1,719	△2,382
（参考）保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益	584	88	△197	△1,719	△2,382
基礎利益	△450	△1,936	△120	△1,656	△2,195
当期純損失（△）	△429	△1,889	△249	△1,735	△2,400
資本金の額及び発行済株式の総数	12,020 50,175,000株	12,136 51,145,000株	12,136 51,145,000株	12,136 51,145,000株	12,200 51,360,238株
総資産	30,317	31,934	35,541	38,247	41,144
うち特別勘定資産	－	－	－	－	－
責任準備金残高	13,551	17,189	20,757	24,786	29,690
貸付金残高	－	－	－	－	－
有価証券残高	23,067	26,372	28,303	30,989	32,058
ソルベンシー・マージン比率	2,805.5%	2,723.0%	2,455.8%	2,085.2%	2,117.1%
従業員数	121名	144名	151名	146名	160名
保有契約高	1,906,269	1,966,965	2,059,703	2,289.567	2,565,269
個人保険	1,906,269	1,966,965	2,059,703	2,289.567	2,565,269
個人年金保険	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	－	－	－
団体年金保険保有契約高	－	－	－	－	－

（注）1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
2. 従業員には、正社員及び契約社員を含んでおります。また、当社からの出向者を含み、他社からの出向者を含んでおりません。
3. 保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益は、2016年度に保険業法第113条繰延資産を一括償却したため、2016年度までは保険業法第113条繰延資産考慮前経常損益を、2017年度以降については経常損益を記載しています。

2 財産の状況

1. 貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	2018年度（2019年3月31日時点）	2019年度（2020年3月31日時点）
	金　額	
（資産の部）		
現金及び預貯金	**1,192**	**1,377**
現金	–	0
預貯金	1,192	1,377
買入金銭債権	**999**	**299**
金銭の信託	**3,114**	**3,539**
有価証券	**30,989**	**32,058**
国債	8,071	8,065
地方債	1,394	1,391
社債	16,763	18,119
株式	363	313
外国証券	45	0
その他の証券	4,352	4,167
有形固定資産	**99**	**96**
建物	16	14
リース資産	19	7
その他の有形固定資産	62	75
無形固定資産	**629**	**742**
ソフトウエア	553	597
ソフトウエア仮勘定	70	144
リース資産	5	–
代理店貸	**7**	**9**
再保険貸	**69**	**1,663**
その他資産	**1,146**	**1,356**
未収金	955	1,132
前払費用	72	98
未収収益	44	52
預託金	73	73
仮払金	1	0
資産の部合計	**38,247**	**41,144**

（単位：百万円）

科　目	2018年度 （2019年3月31日時点）	2019年度 （2020年3月31日時点）
	金　額	
（負債の部）		
保険契約準備金	**25,256**	**30,328**
支払備金	469	638
責任準備金	24,786	29,690
代理店借	**72**	**55**
再保険借	**160**	**225**
その他負債	**707**	**882**
未払法人税等	1	3
未払金	37	35
未払費用	594	775
預り金	13	13
リース債務	16	7
資産除去債務	33	33
仮受金	9	13
特別法上の準備金	**42**	**56**
価格変動準備金	42	56
繰延税金負債	**233**	**195**
負債の部合計	**26,474**	**31,744**
（純資産の部）		
資本金	**12,136**	**12,200**
資本剰余金	**12,136**	**12,200**
資本準備金	12,136	12,200
利益剰余金	**△13,101**	**△15,502**
その他利益剰余金	△13,101	△15,502
繰越利益剰余金	△13,101	△15,502
株主資本合計	**11,172**	**8,898**
その他有価証券評価差額金	600	502
評価・換算差額等合計	**600**	**502**
純資産の部合計	**11,773**	**9,400**
負債及び純資産の部合計	**38,247**	**41,144**

2. 損益計算書

（単位：百万円）

科　目	2018年度 （2018年4月1日から2019年3月31日まで）	2019年度 （2019年4月1日から2020年3月31日まで）
	金　額	
経常収益	**12,560**	**16,850**
保険料等収入	**12,159**	**16,455**
保険料	11,845	13,982
再保険収入	313	2,473
資産運用収益	**365**	**339**
利息及び配当金等収入	230	291
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	230	291
その他利息配当金	0	0
金銭の信託運用益	36	31
有価証券売却益	98	16
その他経常収益	**35**	**55**
その他の経常収益	35	55
経常費用	**14,280**	**19,233**
保険金等支払金	**2,535**	**3,759**
保険金	1,353	1,694
給付金	701	941
その他返戻金	0	0
再保険料	480	1,122
責任準備金等繰入額	**4,070**	**5,072**
支払備金繰入額	40	168
責任準備金繰入額	4,029	4,903
資産運用費用	**1**	**151**
支払利息	0	0
有価証券売却損	–	53
有価証券評価損	–	95
為替差損	–	0
その他運用費用	1	1
事業費	**6,916**	**9,169**
その他経常費用	**757**	**1,081**
税金	503	769
減価償却費	251	300
その他の経常費用	1	11
経常損失（△）	**△1,719**	**△2,382**
特別損失	**11**	**13**
特別法上の準備金繰入額	11	13
価格変動準備金繰入額	11	13
税引前当期純損失（△）	**△1,731**	**△2,396**
法人税及び住民税	**4**	**4**
法人税等合計	**4**	**4**
当期純損失（△）	**△1,735**	**△2,400**

3. キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　目	2018年度 （2018年4月1日から2019年3月31日まで）	2019年度 （2019年4月1日から2020年3月31日まで）
	金　額	
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△1,731	△2,396
減価償却費	251	300
支払備金の増減額（△は減少）	40	168
責任準備金の増減額（△は減少）	4,029	4,903
価格変動準備金の増減額（△は減少）	11	13
利息及び配当金等収入	△230	△291
有価証券関係損益（△は益）	△98	132
支払利息	1	0
代理店貸の増減額（△は増加）	△2	△2
再保険貸の増減額（△は増加）	△24	△1,593
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△156	△197
代理店借の増減額（△は減少）	13	△17
再保険借の増減額（△は減少）	52	64
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	172	184
その他	△35	1
小計	2,293	1,271
利息及び配当金等の受取額	258	340
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△44	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	**2,506**	**1,613**
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△400	△450
有価証券の取得による支出	△4,593	△4,030
有価証券の売却・償還による収入	2,027	2,690
資産運用活動計	△2,965	△1,789
（営業活動及び資産運用活動計）	△459	△175
有形固定資産の取得による支出	△32	△56
無形固定資産の取得による支出	△225	△358
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△3,223**	**△2,204**
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	－	85
リース債務の返済による支出	△16	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△16**	**75**
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**△733**	**△514**
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高	**2,926**	**2,192**
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高	**2,192**	**1,677**

4. 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2017年度末残高	12,136	12,136	12,136	△ 11,365	△ 11,365	12,907	480	480	13,387
当期変動額									
当期純損失（△）				△ 1,735	△ 1,735	△ 1,735			△ 1,735
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							120	120	120
当期変動額合計	－	－	－	△ 1,735	△ 1,735	△ 1,735	120	120	△ 1,614
2018年度末残高	12,136	12,136	12,136	△ 13,101	△ 13,101	11,172	600	600	11,773
当期変動額									
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	20	20	20			41			41
新株の発行（新株予約権の行使）	42	42	42			85			85
当期純損失（△）				△ 2,400	△ 2,400	△ 2,400			△ 2,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△ 98	△ 98	△ 98
当期変動額合計	63	63	63	△ 2,400	△ 2,400	△ 2,273	△ 98	△ 98	△ 2,372
2019年度末残高	12,200	12,200	12,200	△ 15,502	△ 15,502	8,898	502	502	9,400

■注記事項

2018年度	2019年度
（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 1. 有価証券の評価基準及び評価方法（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む） （1）満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法（定額法）を採用しております。 （2）その他有価証券 時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。 2. 固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　10～18年 その他の有形固定資産　5～10年 （2）無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用ソフトウエアは、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 （3）リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 3. 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。 なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしておりません。 （2）価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 （1）消費税等の会計処理 税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。 （2）責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、以下の方式により計算しております。	（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 1. 有価証券の評価基準及び評価方法（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む） （1）満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法（定額法）を採用しております。 （2）その他有価証券 時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。 2. 固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　10～18年 その他の有形固定資産　5～10年 （2）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 ソフトウエア（自社利用分）　5年（社内における利用可能期間） （3）リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 3. 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。 なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしておりません。 （2）価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 （1）消費税等の会計処理 税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。 （2）責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、以下の方式により計算しております。

2018年度	2019年度
① 2018 年 3 月 31 日までに締結する保険契約 保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。 ② 2018 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約 平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算しております。	① 2018 年 3 月 31 日までに締結する保険契約 保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。 ② 2018 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約 平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算しております。
(表示方法の変更) (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号　平成 30 年 2 月 16 日。以下「税効果会計基準一部改正」という。) を当事業年度の期首から適用しております。 この結果、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第 3 項から第 5 項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解 (注 8)(評価性引当額の合計額を除く。) 及び同注解 (注 9) に記載された内容を追加しております。	(表示方法の変更) (税効果会計関係) 前事業年度において、「1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳」における「繰延税金負債」の「その他」に含めていた「代理店手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。
(貸借対照表に関する注記) 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、346 百万円であります。 2. 関係会社に対する金銭債権の総額は 5 百万円、金銭債務の総額は 55 百万円であります。 3. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」という。)の金額は 28 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」という。)の金額は 188 百万円であります。 4. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、115 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	(貸借対照表に関する注記) 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、341 百万円であります。 2. 関係会社に対する金銭債権の総額は 10 百万円、金銭債務の総額は 34 百万円であります。 3. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」という。)の金額は 62 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」という。)の金額は 216 百万円であります。 4. 平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度末残高は 1,533 百万円であります。 (注) 当事業年度から新契約の一部(以下、出再契約)を対象とした修正共同保険式再保険を行っております。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び収支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するものです。出再契約にかかる新契約費の一部は出再手数料として収益計上し、未償却出再手数料として再保険貸に資産計上され、その後一定の期間において費用である再保険料を含む再保険収支に基づいて段階的に償却されます。 5. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、131 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
(損益計算書に関する注記) 1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 87 百万円、その他の証券 10 百万円であります。 2. 関係会社との取引による収益の総額は、33 百万円、費用の総額は、425 百万円であります。 3. 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 0 百万円であります。 また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 63 百万円であります。	(損益計算書に関する注記) 1. 有価証券売却益の内訳は、その他の証券 16 百万円であります。 2. 有価証券売却損の内訳は、その他の証券 53 百万円であります。 3. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 22 百万円、外国証券 73 百万円であります。 4. 関係会社との取引による収益の総額は、53 百万円、費用の総額は、265 百万円であります。 5. 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 34 百万円であります。 また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 28 百万円であります。 6. 再保険収入には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 1,755 百万円を含んでおります。 また、再保険料には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 501 百万円を含んでおります。 (注) 当事業年度から新契約の一部(以下、出再契約)を対象とした修正共同保険式再保険を行っております。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び収支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するものです。平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額は、修正共同保険式再保険にかかる出再手数料であり、経常収益を増加させております。また、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額は、修正共同保険式再保険にかかる再保険料であり、経常費用を増加させております。出再手数料は出再契約が新規に発生した際に一時に収益として計上される一方で、再保険料は出再契約が終了するまで継続的に費用として計上されます。

2018年度

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)
現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表に掲記されている「現金及び預貯金」及び「買入金銭債権」の合計額であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	51,145,000	−	−	51,145,000
合　計	51,145,000	−	−	51,145,000
自己株式				
普通株式	−	−	−	−
合　計	−	−	−	−

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権						−
合　計						−

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)
(借主側)
ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1) リース資産の内容
(ア) 有形固定資産
主としてサーバー等事務機器であります。
(イ) 無形固定資産
ソフトウエアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。
そのため、現時点では、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携等の政策保有目的で、公開企業、及び、シナジー効果が見込めるベンチャー企業を含む非公開企業等の株式を保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスクに細分化されます。
当社が保有する金融商品は主として国内および海外の公社債、株式、投資信託であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、②信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、ALM 委員会、資産運用委員会を定期的に開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

2019年度

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)
現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表に掲記されている「現金及び預貯金」及び「買入金銭債権」の合計額であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	51,145,000	215,238	−	51,360,238
合　計	51,145,000	215,238	−	51,360,238
自己株式				
普通株式	−	−	−	−
合　計	−	−	−	−

(変動事由の概要)
譲渡制限付株式報酬の付与による増加　73,238株
ストック・オプションの権利行使による増加　142,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権						−
合　計						−

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)
(借主側)
ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1) リース資産の内容
(ア) 有形固定資産
主としてサーバー等事務機器であります。
(イ) 無形固定資産
ソフトウエアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。
そのため、現時点では、国債等の高格付けの円建て公社債中心の安全運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携等の政策保有目的で、公開企業、及び、シナジー効果が見込めるベンチャー企業を含む非公開企業等の株式を保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、(d) 不動産投資リスクに細分化されます。
当社が保有する金融商品は主として国内および海外の公社債、株式、投資信託であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、②信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、ALM 委員会、資産運用委員会を定期的に開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

2018年度

①市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM（Asset Liability Management：資産負債の総合管理）の考え方に基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性の商品を中心に取り扱っているため、資産と負債の金利のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュー・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、外貨建て債券等へ投資しており、これらの為替リスクを負っております。当社は、資産運用リスク管理規程に基づき、リスク管理部が定期的にバリュー・アット・リスク等のリスク・リミットに為替リスクも１つの要因として含め、総合的な資産運用リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）2019年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預貯金	1,192	1,192	－
（2）買入金銭債権	999	999	△０
（3）金銭の信託	3,114	3,114	－
（4）有価証券	30,902	32,796	1,893
満期保有目的の債券	8,920	10,814	1,893
その他有価証券	21,982	21,982	－
（5）その他資産 未収金	955	955	－

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

（1）現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）買入金銭債権

買入金銭債権の時価は、2019年３月末日の取引金融機関から入手した価格によっております。

（3）金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2019年３月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(4) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。

（4）有価証券

有価証券の時価は、2019年３月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(3) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。

（5）その他資産　未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2019年度

①市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM（Asset Liability Management：資産負債の総合管理）の考え方に基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性の商品を中心に取り扱っているため、資産と負債の金利のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュー・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、外貨建て債券等へ投資しており、これらの為替リスクを負っております。当社は、資産運用リスク管理規程に基づき、リスク管理部が定期的にバリュー・アット・リスク等のリスク・リミットに為替リスクも１つの要因として含め、総合的な資産運用リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預貯金	1,377	1,377	－
（2）買入金銭債権	299	299	－
（3）金銭の信託	3,539	3,539	－
（4）有価証券	32,039	33,946	1,907
満期保有目的の債券	8,914	10,821	1,907
その他有価証券	23,124	23,124	－
（5）その他資産 未収金	1,132	1,132	－

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

（1）現金及び預貯金

預貯金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）買入金銭債権

買入金銭債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2020年３月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(4) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。

（4）有価証券

有価証券の時価は、2020年３月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(3) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。

（5）その他資産　未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2018年度

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
株式	42
外国証券	45

(注) 1. 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。

2. 外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	1,192	−	−	−
買入金銭債権	1,000	−	−	−
有価証券				
満期保有目的の債券	−	100	−	8,700
その他有価証券のうち満期があるもの	1,300	7,800	4,100	3,400
その他資産　未収金	955	−	−	−
合　計	4,447	7,900	4,100	12,100

(3) 有価証券に関する事項

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,720	8,257	1,536
	地方債	900	1,118	218
	社債	1,300	1,438	138
	その他	499	499	0
	小計	9,420	11,314	1,893
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債			
	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	社債	−	−	−
	その他	499	499	△ 0
	小計	499	499	△ 0
合　計		9,920	11,814	1,893

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。

②その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,350	1,109	241
	地方債	494	418	75
	社債	14,557	14,252	304
	株式	321	100	220
	その他	1,744	1,708	35
	小計	18,468	17,590	878
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	社債	905	905	△ 0
	株式	−	−	−
	その他	2,608	2,719	△ 111
	小計	3,513	3,625	△ 111
合　計		21,982	21,215	766

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

2019年度

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
株式	19
外国証券	0

(注) 1. 株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。当事業年度において、株式について 22 百万円の減損処理を行っております。

2. 外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券」には含めておりません。当事業年度において、外国証券について 73 百万円の減損処理を行っております。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	1,377	−	−	−
買入金銭債権	300	−	−	−
有価証券				
満期保有目的の債券	100	−	−	8,700
その他有価証券のうち満期があるもの	1,500	10,200	2,800	3,600
その他資産　未収金	1,132	−	−	−
合　計	4,410	10,200	2,800	12,300

(3) 有価証券に関する事項

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,714	8,205	1,491
	地方債	900	1,133	233
	社債	1,300	1,482	182
	その他	−	−	−
	小計	8,914	10,821	1,907
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債			
	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	社債	−	−	−
	その他	299	299	−
	小計	299	299	−
合　計		9,214	11,121	1,907

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。

②その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,351	1,108	242
	地方債	491	417	73
	社債	7,192	6,935	257
	株式	294	100	193
	その他	2,412	2,312	99
	小計	11,741	10,874	866
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	社債	9,627	9,710	△ 83
	株式	−	−	−
	その他	1,755	1,886	△ 130
	小計	11,383	11,597	△ 214
合　計		23,124	22,472	652

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

2018年度

③ 売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債			
国債	361	52	–
地方債	119	19	–
社債	121	16	–
株式	–	–	–
外国証券	–	–	–
その他の証券	110	10	–
合　計	711	98	–

(4) 金銭の信託に関する事項

その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,114	3,044	69	69	–

（ストック・オプションに関する注記）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員 39 名	当社従業員 29 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 464,000 株	普通株式 190,000 株
付与日	2010 年 1 月 25 日	2012 年 1 月 27 日
権利確定条件	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し
権利行使期間	2012 年 1 月 25 日から 2019 年 12 月 24 日まで	2014 年 1 月 27 日から 2022 年 1 月 25 日まで

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割（1 株につき 1,000 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019 年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利確定前（株）		
前事業年度末	–	–
付与	–	–
失効	–	–
権利確定	–	–
未確定残	–	–
権利確定後（株）		
前事業年度末	236,000	88,000
権利確定	–	–
権利行使	–	–
失効	26,000	20,000
未行使残	210,000	68,000

（注）2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割（1 株につき 1,000 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2019年度

③ 売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債			
国債	–	–	–
地方債	–	–	–
社債	–	–	–
株式	–	–	–
外国証券	–	–	–
その他の証券	359	16	53
合　計	359	16	53

(4) 金銭の信託に関する事項

その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,539	3,494	45	45	–

（ストック・オプションに関する注記）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員 39 名	当社従業員 29 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 464,000 株	普通株式 190,000 株
付与日	2010 年 1 月 25 日	2012 年 1 月 27 日
権利確定条件	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し
権利行使期間	2012 年 1 月 25 日から 2019 年 12 月 24 日まで	2014 年 1 月 27 日から 2022 年 1 月 25 日まで

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割（1 株につき 1,000 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020 年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利確定前（株）		
前事業年度末	–	–
付与	–	–
失効	–	–
権利確定	–	–
未確定残	–	–
権利確定後（株）		
前事業年度末	210,000	68,000
権利確定	–	–
権利行使	142,000	–
失効	68,000	–
未行使残	–	68,000

（注）2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割（1 株につき 1,000 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2018年度

②単価情報

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利行使価格（円）	600	1,000
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

（注）2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
（1）当事業年度末における本源的価値の合計額
0百万円
（2）当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
－百万円

（税効果会計に関する注記）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	2,234
減価償却超過額	138
保険契約準備金	192
資産除去債務	9
その他	256
繰延税金資産小計	2,832
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△2,234
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△595
評価性引当額小計	△2,830
繰延税金資産合計	2
繰延税金負債との相殺	△2
繰延税金資産の純額	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△233
その他	△2
繰延税金負債合計	△235
繰延税金資産との相殺	2
繰延税金負債（△）の純額	△233

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	486	1,442	306	2,234
評価性引当額	△486	△1,442	△306	△2,234
繰延税金資産	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

2019年度

②単価情報

	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利行使価格（円）	600	1,000
行使時平均株価（円）	700	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

（注）2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
（1）当事業年度末における本源的価値の合計額
－百万円
（2）当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
14百万円

（税効果会計に関する注記）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	2,119
減価償却超過額	155
保険契約準備金	393
資産除去債務	9
代理店手数料	195
その他	143
繰延税金資産小計	3,016
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△2,119
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△895
評価性引当額小計	△3,014
繰延税金資産合計	1
繰延税金負債との相殺	△1
繰延税金資産の純額	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△195
その他	△1
繰延税金負債合計	△197
繰延税金資産との相殺	1
繰延税金負債（△）の純額	△195

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	555	886	677	2,119
評価性引当額	△555	△886	△677	△2,119
繰延税金資産	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

2018年度

(1 株当たり情報に関する注記)
1 株当たり純資産額は、230 円 19 銭であります。
1 株当たり当期純損失金額は、33 円 94 銭であります。

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

2019年度

(関連当事者との取引に関する注記)
関連当事者との取引
当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業
その他の関係会社の子会社	auじぶん銀行㈱	東京都中央区	62,500	銀行業

種類	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)
その他の関係会社の子会社	–	資金の預入	資金の預入	600

種類	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の子会社	預貯金	600

(注) 1. 資金の預入については、期間が短く、かつ、回転が早いため、取引金額の欄には純額表示としております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の預入については、一般取引条件と同様に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)
1 株当たり純資産額は、183 円 03 銭であります。
1 株当たり当期純損失金額は、46 円 85 銭であります。

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

5. 債務者区分による債権の状況

該当事項はありません。

6. リスク管理債権の状況

該当事項はありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	19,920	19,213
資本金等	11,172	8,898
価格変動準備金	42	56
危険準備金	1,680	1,722
一般貸倒引当金	－	－
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	751	627
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	6,273	7,908
負債性資本調達手段等	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－	－
持込資本金等	－	－
控除項目	－	－
その他	－	－
リスクの合計額（B） $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	1,910	1,815
保険リスク相当額　R_1	1,182	1,142
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	449	328
予定利率リスク相当額　R_2	3	3
最低保証リスク相当額　R_7	－	－
資産運用リスク相当額　R_3	837	930
経営管理リスク相当額　R_4	74	72
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	2,085.2%	2,117.1%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

（参考）実質純資産額（実質資産負債差額）

（単位：百万円）

資　産	2018年度末	2019年度末
（1）資産の部に計上されるべき金額の合計額（＝①＋②＋③＋④－⑤－⑥）	40,141	43,052
①貸借対照表の資産の部合計	38,247	41,144
②有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額	1,893	1,907
③有形固定資産含み損益	－	－
④上記以外の資産の含み損益	－	－
⑤その他有価証券に係る繰延税金資産	－	－
⑥繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産	－	－
負　債	**2018年度末**	**2019年度末**
（2）負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額（＝①－②－③－④－⑤－⑥）	18,243	21,861
①貸借対照表の負債の部合計	26,474	31,744
②価格変動準備金	42	56
③危険準備金	1,680	1,722
④将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金の一部	6,273	7,908
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	6,273	7,908
配当準備金中の未割当額	－	－
⑤その他有価証券に係る繰延税金負債	233	195
⑥繰延ヘッジ損益に係る繰延税金負債	－	－
実質資産負債差額　（1）－（2）	21,897	21,190

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当事項はありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区分	2018年度末 帳簿価額	2018年度末 時価	2018年度末 差損益	2018年度末 差益	2018年度末 差損	2019年度末 帳簿価額	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2019年度末 差益	2019年度末 差損
満期保有目的の債券	9,920	11,814	1,893	1,893	0	9,214	11,121	1,907	1,907	－
責任準備金対応債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社・関連会社株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他有価証券	21,215	21,982	766	878	111	22,472	23,124	652	866	214
公社債	16,686	17,307	621	621	0	18,172	18,663	490	573	83
株式	100	321	220	220	－	100	294	193	193	－
外国証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
公社債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	4,428	4,352	△75	35	111	4,198	4,167	△31	99	130
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	31,136	33,796	2,659	2,771	111	31,686	34,246	2,560	2,774	214
公社債	25,607	28,122	2,514	2,515	0	27,086	29,485	2,398	2,481	83
株式	100	321	220	220	－	100	294	193	193	－
外国証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
公社債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	4,428	4,352	△75	35	111	4,198	4,167	△31	99	130
買入金銭債権	999	999	△0	0	0	299	299	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。
2. 本表には、金銭の信託を含んでおりません。

③満期保有目的の債券の時価情報

（単位：百万円）

	種類	2018年度末 貸借対照表計上額	2018年度末 時価	2018年度末 差額	2019年度末 貸借対照表計上額	2019年度末 時価	2019年度末 差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	8,920	10,814	1,893	8,914	10,821	1,907
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他	499	499	0	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他	499	499	△0	299	299	－
合計		9,920	11,814	1,893	9,214	11,121	1,907

（注）貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。

④責任準備金対応債券の時価情報

該当事項はありません。

⑤子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

⑥その他有価証券の時価情報

(単位：百万円)

	種　類	2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	帳簿価額	差　額	貸借対照表計上額	帳簿価額	差　額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	公社債	16,402	15,781	621	9,035	8,461	573
	株式	321	100	220	294	100	193
	外国証券	−	−	−	−	−	−
	その他の証券	1,744	1,708	35	2,412	2,312	99
	買入金銭債権	−	−	−	−	−	−
	譲渡性預金	−	−	−	−	−	−
	その他	−	−	−	−	−	−
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	公社債	905	905	△0	9,627	9,710	△83
	株式	−	−	−	−	−	−
	外国証券	−	−	−	−	−	−
	その他の証券	2,608	2,719	△111	1,755	1,886	△130
	買入金銭債権	−	−	−	−	−	−
	譲渡性預金	−	−	−	−	−	−
	その他	−	−	−	−	−	−
合　計		21,982	21,215	766	23,124	22,472	652

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表には含めておりません。

⑦時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額

(単位：百万円)

区　分	2018年度末	2019年度末
満期保有目的の債券	−	−
非上場外国債券	−	−
その他	−	−
責任準備金対応債券	−	−
子会社・関連会社株式	−	−
その他有価証券	87	19
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	42	19
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	45	0
非上場外国債券	−	−
その他	−	−
合　計	87	19

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区　分	2018年度末					2019年度末				
	貸借対照表計上額	時　価	差　損　益			貸借対照表計上額	時　価	差　損　益		
				差益	差損				差益	差損
金 銭 の 信 託	3,114	3,114	–	–	–	3,539	3,539	–	–	–

・運用目的の金銭の信託
　該当事項はありません。

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区　分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時　価	差　損　益			帳簿価額	時　価	差　損　益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の金 銭 の 信 託	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
責任準備金対応の金 銭 の 信 託	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	3,044	3,114	69	69	–	3,494	3,539	45	45	–

(3) デリバティブ取引の時価情報
(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当事項はありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
基礎利益　A	△ 1,656	△ 2,195
キャピタル収益	98	16
金銭の信託運用益	0	–
売買目的有価証券運用益	–	–
有価証券売却益	98	16
金融派生商品収益	–	–
為替差益	–	–
その他キャピタル収益	–	–
キャピタル費用	–	162
金銭の信託運用損	–	12
売買目的有価証券運用損	–	–
有価証券売却損	–	53
有価証券評価損	–	95
金融派生商品費用	–	–
為替差損	–	0
その他キャピタル費用	–	–
キャピタル損益　B	98	△ 145
キャピタル損益含み基礎利益　A＋B	△ 1,558	△ 2,340
臨時収益	–	–
再保険収入	–	–
危険準備金戻入額	–	–
個別貸倒引当金戻入額	–	–
その他臨時収益	–	–
臨時費用	161	42
再保険料	–	–
危険準備金繰入額	161	42
個別貸倒引当金繰入額	–	–
特定海外債権引当勘定繰入額	–	–
貸付金償却	–	–
その他臨時費用	–	–
臨時損益　C	△ 161	△ 42
経常損失（△）　A＋B＋C	△ 1,719	△ 2,382

（注）基礎利益には、2018年度は金銭の信託運用益36百万円、2019年度は金銭の信託運用益43百万円を含んでおります。

11. 会社法による会計監査人の監査の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について会計監査人である有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

12. 金融商品取引法に基づく監査法人の監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられている当社の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

13. 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社は、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書に確認書を添付しているため、記載を省略しております。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当事項はありません。

3 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

以下のページをご参照ください。

- 会社情報 3 2019年度経営指標等の報告（P.21）
- 業績データ 1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標（P.38）

(2) 保有契約高及び新契約高

①保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区分	2018年度末				2019年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	308,854	117.1	2,289,567	111.2	365,171	118.2	2,565,269	112.0
個人年金保険	−	−	−	−	−	−	−	−
団体保険	−	−	−	−	−	−	−	−
団体年金保険	−	−	−	−	−	−	−	−

②新契約高

(単位：件、百万円、%)

区分	2018年度						2019年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	64,435	164.5	341,931	185.0	341,931	−	80,911	125.6	411,625	120.4	411,625	−
個人年金保険	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
団体保険	−	−	−	−	−		−	−	−	−	−	
団体年金保険	−	−	−	−	−		−	−	−	−	−	

(注) 1. 個人保険の件数は主契約の件数であり、第三分野保険（医療保障・生前給付保障等）を含みます。
2. 個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(3) 年換算保険料

①保有契約

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	12,993	117.3	15,404	118.6
個人年金保険	−	−	−	−
合計	12,993	117.3	15,404	118.6
うち医療保障・生前給付保障等	6,504	120.2	7,863	120.9

②新契約

(単位：百万円、%)

区分	2018年度		2019年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	2,749	162.3	3,401	123.7
個人年金保険	−	−	−	−
合計	2,749	162.3	3,401	123.7
うち医療保障・生前給付保障等	1,608	146.6	2,016	125.3

(注) 1. 年換算保険料とは、１回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年当たりの保険料に換算した金額です。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（就業不能給付）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(参考)

当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、参考として1回あたりの保険料に単純に12を乗じたものを年換算保険料とした場合、下表のとおりになります。

①保有契約

(単位：百万円、%)

区　分	2018年度末		2019年度末	
		前年度末比		前年度末比
合　　計	13,085	117.4	15,514	118.6

②新契約

(単位：百万円、%)

区　分	2018年度		2019年度	
		前年度末比		前年度末比
合　　計	2,773	161.8	3,425	123.5

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区分			保有金額 2018年度末	保有金額 2019年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	2,289,567	2,565,269
		個人年金保険	−	−
		団体保険	−	−
		団体年金保険	−	−
		その他共計	2,289,567	2,565,269
	災害死亡	個人保険	(−)	(−)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(−)	(−)
	その他の条件付死亡	個人保険	(−)	(−)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(−)	(−)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	−	−
		個人年金保険	−	−
		団体保険	−	−
		団体年金保険	−	−
		その他共計	−	−
	年金	個人保険	(−)	(−)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(−)	(−)
	その他	個人保険	−	−
		個人年金保険	−	−
		団体保険	−	−
		団体年金保険	−	−
		その他共計	−	−
入院保障	災害入院	個人保険	(579)	(661)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(579)	(661)
	疾病入院	個人保険	(579)	(661)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(579)	(661)
	その他の条件付入院	個人保険	(−)	(−)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(−)	(−)
就業不能保障		個人保険	(7,282)	(7,965)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(7,282)	(7,965)

（単位：件）

区分		保有件数 2018年度末	保有件数 2019年度末
障害保障	個人保険	－	－
	個人年金保険	－	－
	団体保険	－	－
	団体年金保険	－	－
	その他共計	－	－
手術保障	個人保険	（ 62,232）	（ 77,716）
	個人年金保険	（ －）	（ －）
	団体保険	（ －）	（ －）
	団体年金保険	（ －）	（ －）
	その他共計	（ 62,232）	（ 77,716）

（注）1. 主契約の付随保障部分及び第三分野保険に該当する部分は（ ）書きで表示しております。
2. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
3. 就業不能保障欄の金額は就業不能給付金月額を表します。

（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位：百万円）

区分		保有金額 2018年度末	保有金額 2019年度末
死亡保険	終身保険	－	－
	定期付終身保険	－	－
	定期保険	2,289,567	2,565,269
	その他共計	2,289,567	2,565,269
生死混合保険	養老保険	－	－
	定期付養老保険	－	－
	生存給付金付定期保険	－	－
	その他共計	－	－
生存保険		－	－
年金保険	個人年金保険	－	－
災害・疾病関係特約	災害割増特約	－	－
	傷害特約	－	－
	災害入院特約	－	－
	疾病特約	－	－
	成人病特約	－	－
	その他の条件付入院特約	－	－

（参考）商品別保有契約高及び新契約高

①保有契約高

（単位：件、百万円）

商品	2018年度末 件数	2018年度末 金額	2018年度末 年換算保険料	2019年度末 件数	2019年度末 金額	2019年度末 年換算保険料
定期死亡保険	150,808	2,289,567	6,489	175,713	2,565,269	7,540
終身医療保険	85,968	579	3,700	100,280	661	4,321
定期療養保険	9,493	－	270	9,105	－	259
就業不能保険	49,214	7,282	1,904	54,665	7,965	2,088
がん保険	13,371	15,081	629	25,408	28,457	1,194
合計	308,854	－	12,993	365,171	－	15,404

②新契約高

（単位：件、百万円）

商品	2018年度 件数	2018年度 金額	2018年度 年換算保険料	2019年度 件数	2019年度 金額	2019年度 年換算保険料
定期死亡保険	27,055	341,931	1,140	34,293	411,625	1,385
終身医療保険	15,698	97	693	21,807	132	954
定期療養保険	38	－	1	45	－	1
就業不能保険	10,319	1,437	377	9,917	1,313	352
がん保険	11,325	12,833	536	14,849	16,690	708
合計	64,435	－	2,749	80,911	－	3,401

（注）1. 金額欄の数字は、定期死亡保険については死亡保険金額、終身医療保険については入院給付金日額、就業不能保険については就業不能給付金月額、がん保険についてはがん診断一時金額の合計です。
2. 年換算保険料とは、１回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年あたりの保険料に換算した金額です。

(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：件、百万円)

区分		保有契約年換算保険料	
		2018年度末	2019年度末
死亡保険	終身保険	−	−
	定期付終身保険	−	−
	定期保険	6,489	7,540
	その他共計	12,993	15,404
生死混合保険	養老保険	−	−
	定期付養老保険	−	−
	生存給付金付定期保険	−	−
	その他共計	−	−
生存保険		−	−
年金保険	個人年金保険	−	−

(7) 契約者配当の状況

該当事項はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区　分	2018年度	2019年度
件　　数　　率	17.1	18.2
金　　額　　率	11.2	12.0

(注) 1. 金額率の算出に用いた金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
2. 当社は個人保険のみを取り扱っているため、個人保険の数値のみを記載しております。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区　分	2018年度	2019年度
新契約平均保険金	5,306	5,087
保有契約平均保険金	7,413	7,024

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区　分	2018年度	2019年度
件　　数　　率	24.4	26.2
金　　額　　率	16.6	18.0

(注) 1. 金額率の算出に用いた金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
2. 当社は個人保険のみを取り扱っているため、個人保険の数値のみを記載しております。

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区　分	2018年度	2019年度
件　　数　　率	7.2	7.6
金　　額　　率	5.3	5.6

(注) 1. 金額率は、解約失効高に減額高を加えた金額を年度始保有契約高で除した率です。
2. 金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。
3. 当社は個人保険のみを取り扱っているため、個人保険の数値のみを記載しております。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

2018年度	2019年度
43,051	42,335

(注) 平均月払保険料を年換算（12倍）して表示しております。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

(単位：‰)

区　分	2018年度	2019年度
件　　数　　率	0.71	0.85
金　　額　　率	0.63	0.74

(注) 1. 死亡率は、死亡発生契約を経過保有契約で除した率として算出しており、経過保有契約は、毎月末の保有契約から算出しております。
2. 金額率の算出に用いた金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(7) 特約発生率（個人保険）

該当事項はありません。

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：%）

2018年度	2019年度
58.4	65.6

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2018年度	2019年度
4	5

（注）保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位５社に対する支払再保険料の割合

（単位：%）

2018年度	2019年度
100.0	100.0

（注）保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位：%）

格付区分	2018年度	2019年度
A格以上	58.1	76.8
BBB格以上	－	－
その他 （格付なし・不明・BB格以下）	41.9	23.2

（注）1. S&P社の格付を使用し、S&P社の格付がない場合には、「その他」に区分しています。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

（単位：百万円）

2018年度	2019年度
69	96

（注）保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位：%）

	2018年度	2019年度
第三分野発生率	12.4	13.8
医療（疾病）	16.8	17.1
がん	15.3	18.6
介護	－	－
その他	3.0	3.9

（注）発生率は、給付金支払額に支払備金繰入額（既発生未報告分除く）と給付金支払に係る費用を加算したものを、保険料収入のうち当該期間に対応する部分の金額で除して算出したものです。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区分		2018年度末	2019年度末
保険金	死亡保険金	322	430
	災害保険金	−	−
	高度障害保険金	9	6
	満期保険金	−	−
	その他	−	−
	小計	332	437
年金		−	−
給付金		136	199
解約返戻金		−	−
保険金据置支払金		−	−
その他共計		469	638

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区分		2018年度末	2019年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	23,105	27,967
	(一般勘定)	23,105	27,967
	(特別勘定)	−	−
	個人年金保険	−	−
	(一般勘定)	−	−
	(特別勘定)	−	−
	団体保険	−	−
	(一般勘定)	−	−
	(特別勘定)	−	−
	団体年金保険	−	−
	(一般勘定)	−	−
	(特別勘定)	−	−
	その他	−	−
	(一般勘定)	−	−
	(特別勘定)	−	−
	小計	23,105	27,967
	(一般勘定)	23,105	27,967
	(特別勘定)	−	−
危険準備金		1,680	1,722
合計		24,786	29,690
	(一般勘定)	24,786	29,690
	(特別勘定)	−	−

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合計
2018年度末	23,102	3	−	1,680	24,786
2019年度末	27,963	4	−	1,722	29,690

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

		2018年度末	2019年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金、または5年チルメル式	標準責任準備金、または5年チルメル式
	標準責任準備金対象外契約	該当ありません	該当ありません
積立率（危険準備金を除く）		94.0%	96.7%

(注) 積立率については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しております。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円、%）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2006年度～2010年度	6,149	1.50
2011年度	5,343	1.50
2012年度	4,575	1.50
2013年度	2,894	1.00
2014年度	2,462	1.00
2015年度	1,906	1.00
2016年度	1,219	1.00
2017年度	921	0.25
2018年度	1,659	0.25
2019年度	834	0.25

（注）1.「責任準備金残高」は、危険準備金を除いた責任準備金額を記載しております。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しております。

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当事項はありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

該当事項はありません。

(7) 引当金明細表

（単位：百万円）

区　分	2018年度			2019年度		
	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
価格変動準備金	30	42	11	42	56	13

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当事項はありません。

(9) 資本金等明細表

（単位：百万円）

区　分		2018年度					2019年度				
		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資　本　金		12,136	－	－	12,136		12,136	63	－	12,200	
うち既発行株式	普通株式	(51,145,000株) 12,136	－	－	(51,145,000株) 12,136		(51,145,000株) 12,136	(215,238株) 63	－	(51,360,238株) 12,200	
	計	(51,145,000株) 12,136	－	－	(51,145,000株) 12,136		(51,145,000株) 12,136	(215,238株) 63	－	(51,360,238株) 12,200	
資本剰余金	資本準備金	12,136	－	－	12,136		12,136	63	－	12,200	
	その他資本剰余金	－	－	－	－		－	－	－	－	
	計	12,136	－	－	12,136		12,136	63	－	12,200	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
個人保険	11,845	13,982
(うち一時払)	−	−
(うち年払)	−	−
(うち半年払)	−	−
(うち月払)	11,845	13,982
個人年金保険	−	−
(うち一時払)	−	−
(うち年払)	−	−
(うち半年払)	−	−
(うち月払)	−	−
団体保険	−	−
団体年金保険	−	−
その他共計	11,845	13,982

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度						
	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
死亡保険金	1,238	−	−	−	−	−	1,238
災害保険金	−	−	−	−	−	−	−
高度障害保険金	115	−	−	−	−	−	115
満期保険金	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−
合計	1,353	−	−	−	−	−	1,353

(単位：百万円)

区分	2019年度						
	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
死亡保険金	1,631	−	−	−	−	−	1,631
災害保険金	−	−	−	−	−	−	−
高度障害保険金	63	−	−	−	−	−	63
満期保険金	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−
合計	1,694	−	−	−	−	−	1,694

(12) 年金明細表

該当事項はありません。

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度						
	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
死亡給付金	–	–	–	–	–	–	–
入院給付金	327	–	–	–	–	–	327
手術給付金	140	–	–	–	–	–	140
障害給付金	–	–	–	–	–	–	–
生存給付金	–	–	–	–	–	–	–
その他	233	–	–	–	–	–	233
合計	701	–	–	–	–	–	701

(単位：百万円)

区分	2019年度						
	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
死亡給付金	–	–	–	–	–	–	–
入院給付金	361	–	–	–	–	–	361
手術給付金	159	–	–	–	–	–	159
障害給付金	1	–	–	–	–	–	1
生存給付金	–	–	–	–	–	–	–
その他	419	–	–	–	–	–	419
合計	941	–	–	–	–	–	941

(14) 解約返戻金明細表

該当事項はありません。

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度				
	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有形固定資産	445	47	346	99	77.8
建物	119	3	103	16	86.2
リース資産	70	20	50	19	71.8
その他の有形固定資産	255	23	192	62	75.4
無形固定資産	2,127	204	1,498	629	70.4
その他	–	–	–	–	–
合計	2,573	251	1,844	728	71.7

(単位：百万円)

区分	2019年度				
	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
有形固定資産	438	45	341	96	77.9
建物	120	2	106	14	88.1
リース資産	20	12	12	7	63.1
その他の有形固定資産	298	30	222	75	74.8
無形固定資産	2,462	254	1,720	742	69.9
その他	–	–	–	–	–
合計	2,900	300	2,061	839	71.1

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
営業活動費	411	533
営業管理費	3,032	4,723
一般管理費	3,472	3,912
合計	6,916	9,169

(注) 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2018年度は9百万円、2019年度は10百万円発生しております。

(17) 税金明細表

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度
国税	376	580
消費税	350	547
地方法人特別税	11	13
印紙税	15	19
登録免許税	−	0
その他の国税	−	−
地方税	127	189
地方消費税	94	151
法人事業税	27	32
固定資産税	1	1
事業所税	4	4
その他の地方税	0	−
合計	503	769

(18) リース取引

該当事項はありません。

(19) 借入金残存期間別残高

該当事項はありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

①2019年度の資産の運用状況

イ. 当社の運用方針

当事業年度においても、国債など高格付けの円金利資産を中心とした運用を継続しました。また、適切なリスク管理のもとで株式及び国内外の債券などを対象とした投資信託への投資を通じて資産の多様化を行っています。

ロ. 運用環境

2019 年度の主要国株式市場は、年度初～夏場にかけては、米中貿易摩擦や英国の EU 離脱など懸念材料が多い一方で金利低下が下支えとなったことから小幅に上昇しました。夏場～年末にかけては、世界的に雇用やサービス業が堅調だったこと、米中貿易摩擦が緩和するとの期待が高まったことや欧米の製造業に下げ止まりの兆しが見られたことから堅調に推移しました。年明け以降は当初中国だけの問題とみられていた新型コロナウイルスの感染が欧米にも拡大したことから 2 月下旬以降急速に景気減速懸念が高まり大きく下落しました。

米国の債券市場は、年度初～夏場にかけては、金利低下基調で推移しました。その後 12 月までにかけては景気回復への期待から資金を債券から株式へと移す動きが起こり金利はやや上昇しました。1 月に入ると中東情勢や新型コロナウイルス感染拡大による景気減速懸念などから金利は大きく低下しました。

当社の主要運用対象となる国内債券市場は、日本銀行が緩和スタンスを維持するなか、概ね主要国と同様の動きを見せましたが他の主要国に比べると金利の変動幅は緩やかなものとなりました。

為替市場は、ドル円が 112 円～ 101 円のレンジでの動きとなりました。米中通商摩擦の行方が不透明だった年度初～夏場にかけては米ドル・日本円・スイスフランなどが選好されました。その後はリスク回避の動きがやや弱まる局面で米ドル、日本円に売りがでました。年明け以降は上下に不安定な動きが見られました。

前年度末との比較では、10 年国債利回りが前事業年度末－ 0.08% 程度から当事業年度末 0.02% 程度、日経平均株価は前事業年度末 21,200 円台から当事業年度末 18,900 円台、ドル円は前事業年度末 110 円台から当事業年度末 107 円台での動きとなりました。

ハ. 運用実績の概況

当事業年度末の総資産は 41,144 百万円（前事業年度末 38,247 百万円）、このうち、現金及び預貯金、買入金銭債権、金銭の信託に有価証券を加えた運用資産残高は 37,276 百万円（前事業年度 36,296 百万円）となりました。また、当事業年度における資産運用収益は 339 百万円（前事業年度末 365 百万円）、利回りは 0.51％（前事業年度 1.04％）となりました。当事業年度末の保有債券の修正デュレーションは、前事業年度末の 12.0 年から今年度末は 11.3 年となりました。

②ポートフォリオの推移

イ．資産の構成

（単位：百万円、%）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金･コールローン	1,192	3.1	1,377	3.3
買現先勘定	–	–	–	–
債券貸借取引支払保証金	–	–	–	–
買入金銭債権	999	2.6	299	0.7
商品有価証券	–	–	–	–
金銭の信託	3,114	8.1	3,539	8.6
有価証券	30,989	81.0	32,058	77.9
公社債	26,228	68.6	27,577	67.0
株式	363	1.0	313	0.8
外国証券	45	0.1	0	0.0
公社債	–	–	–	–
株式等	45	0.1	0	0.0
その他の証券	4,352	11.4	4,167	10.1
貸付金	–	–	–	–
不動産	16	0.0	14	0.0
繰延税金資産	–	–	–	–
その他	1,934	5.1	3,853	9.4
貸倒引当金	–	–	–	–
合計	38,247	100.0	41,144	100.0
うち外貨建資産	45	0.1	0	0.0

（注）不動産については、建物を計上しております。

ロ．資産の増減

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	266	185
買現先勘定	–	–
債券貸借取引支払保証金	–	–
買入金銭債権	△999	△699
商品有価証券	–	–
金銭の信託	546	425
有価証券	2,686	1,069
公社債	2,432	1,348
株式	16	△ 49
外国証券	45	△45
公社債	–	–
株式等	45	△45
その他の証券	191	△184
貸付金	–	–
不動産	△1	△2
繰延税金資産	–	–
その他	208	1,918
貸倒引当金	–	–
合計	2,705	2,896
うち外貨建資産	45	△ 45

（注）不動産については、建物を計上しております。

(2) 資産別運用利回り

(単位：%)

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	−	−
債券貸借取引支払保証金	−	−
買入金銭債権	0.02	0.02
商品有価証券	−	−
金銭の信託	1.22	0.85
有価証券	1.10	0.50
うち公社債	1.21	0.82
うち株式	2.23	△ 3.79
うち外国証券	−	△206.15
貸付金	−	−
不動産	−	−
一般勘定計	0.99	0.47
うち海外投融資	−	△206.15

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	1,084	1,210
買現先勘定	−	−
債券貸借取引支払保証金	−	−
買入金銭債権	1,207	692
商品有価証券	−	−
金銭の信託	2,872	3,446
有価証券	29,891	31,606
うち公社債	25,217	27,093
うち株式	391	355
うち外国証券	17	35
貸付金	−	−
うち一般貸付	−	−
不動産	16	15
一般勘定計	36,910	39,851
うち海外投融資	17	35

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
利息及び配当金等収入	230	291
商品有価証券運用益	–	–
金銭の信託運用益	36	31
売買目的有価証券運用益	–	–
有価証券売却益	98	16
有価証券償還益	–	–
金融派生商品収益	–	–
為替差益	–	–
貸倒引当金戻入額	–	–
その他運用収益	–	–
合計	365	339

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
支払利息	0	0
商品有価証券運用損	–	–
金銭の信託運用損	–	–
売買目的有価証券運用損	–	–
有価証券売却損	–	53
有価証券評価損	–	95
有価証券償還損	–	–
金融派生商品費用	–	–
為替差損	–	0
貸倒引当金繰入額	–	–
貸付金償却	–	–
賃貸用不動産等減価償却費	–	–
その他運用費用	1	1
合計	1	151

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	230	291
公社債利息	217	221
株式配当金	8	8
外国証券利息配当金	–	–
貸付金利息	–	–
不動産賃貸料	–	–
その他共計	230	291

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区　分	2018年度	2019年度
国債等債券	87	−
株式等	−	−
外国証券	−	−
その他共計	98	16

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区　分	2018年度	2019年度
国債等債券	−	−
株式等	−	−
外国証券	−	−
その他共計	−	53

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区　分	2018年度	2019年度
国債等債券	−	−
株式等	−	22
外国証券	−	73
その他共計	−	95

(10) 商品有価証券明細表

該当事項はありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当事項はありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区　分	2018年度末		2019年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
国債	8,071	26.0	8,065	25.2
地方債	1,394	4.5	1,391	4.3
社債	16,763	54.1	18,119	56.5
うち公社・公団債	100	0.3	100	0.3
株式	363	1.2	313	1.0
外国証券	45	0.1	0	0.0
公社債	−	−	−	−
株式等	45	0.1	0	0.0
その他の証券	4,352	14.0	4,167	13.0
合計	30,989	100.0	32,058	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	2018年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (＊)	合計
有価証券	1,307	2,915	5,047	4,129	−	17,589	30,989
国債	−	−	−	−	−	8,071	8,071
地方債	−	−	−	−	−	1,394	1,394
社債	1,307	2,915	5,047	4,129	−	3,362	16,763
株式						363	363
外国証券	−	−	−	−	−	45	45
公社債	−	−	−	−	−	−	−
株式等	−	−	−	−	−	45	45
その他の証券	−	−	−	−	−	4,352	4,352
買入金銭債権	999	−	−	−	−	−	999
譲渡性預金	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−
合計	2,307	2,915	5,047	4,129	−	17,589	31,989

(単位：百万円)

区分	2019年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (＊)	合計
有価証券	1,600	4,411	5,792	2,174	613	17,466	32,058
国債	−	−	−	−	−	8,065	8,065
地方債	−	−	−	−	−	1,391	1,391
社債	1,600	4,411	5,792	2,174	613	3,527	18,119
株式						313	313
外国証券	−	−	−	−	−	0	0
公社債	−	−	−	−	−	−	−
株式等	−	−	−	−	−	0	0
その他の証券	−	−	−	−	−	4,167	4,167
買入金銭債権	299	−	−	−	−	−	299
譲渡性預金	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−
合計	1,900	4,411	5,792	2,174	613	17,466	32,358

(＊：期間の定めのないものを含む)

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区分	2018年度末	2019年度末
公社債	0.85	0.84
外国公社債	−	−

(15) 業種別株式保有明細表

（単位：百万円、%）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
水産・農林業	－	－	－	－
鉱業	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－
製造業				
食料品	－	－	－	－
繊維製品	－	－	－	－
パルプ・紙	－	－	－	－
化学	－	－	－	－
医薬品	－	－	－	－
石油・石炭製品	－	－	－	－
ゴム製品	－	－	－	－
ガラス・土石製品	－	－	－	－
鉄鋼	－	－	－	－
非鉄金属	－	－	－	－
金属製品	－	－	－	－
機械	－	－	－	－
電気機器	－	－	－	－
輸送用機器	－	－	－	－
精密機器	42	11.6	19	6.3
その他製品	－	－	－	－
電気・ガス業	－	－	－	－
運輸・情報通信業				
陸運業	－	－	－	－
海運業	－	－	－	－
空運業	－	－	－	－
倉庫・運輸関連業	－	－	－	－
情報・通信業	－	－	－	－
商業				
卸売業	－	－	－	－
小売業	－	－	－	－
金融・保険業				
銀行業	－	－	－	－
証券、商品先物取引業	－	－	－	－
保険業	321	88.4	294	93.7
その他金融業	－	－	－	－
不動産業	－	－	－	－
サービス業	－	－	－	－
合計	363	100.0	313	100.0

（注）区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しております。

(16) 貸付金明細表

該当事項はありません。

(17) 貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当事項はありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当事項はありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当事項はありません。

(21) 貸付金地域別内訳
該当事項はありません。

(22) 貸付金担保別内訳
該当事項はありません。

(23) 有形固定資産明細表
①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区　分	2018年度						
	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
土　地	−	−	−	−	−	−	−
建　物	18	1	−	3	16	103	86.2
リース資産	40	−	−	20	19	50	71.8
建設仮勘定	−	−	−	−	−	−	−
その他の有形固定資産	50	35	0	23	62	192	75.4
合　計	109	37	0	47	99	346	77.8
うち賃貸等不動産	−	−	−	−	−	−	−

(単位：百万円)

区　分	2019年度						
	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
土　地	−	−	−	−	−	−	−
建　物	16	0	−	2	14	106	88.1
リース資産	19	−	−	12	7	12	63.1
建設仮勘定	−	−	−	−	−	−	−
その他の有形固定資産	62	43	0	30	75	222	74.8
合　計	99	43	0	45	96	341	77.9
うち賃貸等不動産	−	−	−	−	−	−	−

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区　分	2018年度末	2019年度末
不動産残高	16	14
営業用	16	14
賃貸用	−	−
賃貸用ビル保有数	−	−

(24) 固定資産等処分益明細表
該当事項はありません。

(25) 固定資産等処分損明細表
該当事項はありません。

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表
該当事項はありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

(単位：百万円、%)

区分		2018年度末		2019年度末	
			占率		占率
外貨建資産	株式	45	100.0	0	100.0
合計	海外投融資	45	100.0	0	100.0

②外貨建資産の通貨別・地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
		占率		占率
米国・米ドル	45	100.0	0	50.0
英国・英ポンド	−	−	0	50.0
合計	45	100.0	0	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2018年度	2019年度
−	△206.15

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当事項はありません。

(30) 各種ローン金利

該当事項はありません。

(31) その他の資産明細表

該当事項はありません。

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の保有する資産は、一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「2 9. 有価証券等の時価情報（会社計）」の内容と相違ありません。2 9. (P.53) をご参照ください。

4 特別勘定に関する指標等

該当事項はありません。

5 保険会社及びその子会社等の状況

該当事項はありません。

6 生命保険協会統一開示項目一覧

Ⅰ　保険会社の概況及び組織
1 沿　革 ……14
2 経営の組織 ……18
3 店舗網一覧 ……18
4 資本金の推移 ……19
5 株式の総数 ……19
6 株式の状況
（発行済株式の種類等）
（大株主〈上位10以上の株主の氏名、持株数、発行済株式総数に占める割合〉）……19
7 主要株主の状況 ……19
8 取締役及び監査役（役職名・氏名）……16
9 会計参与の氏名又は名称 ……19
10 会計監査人の氏名又は名称 ……19
11 従業員の在籍・採用状況 ……18
12 平均給与（内勤職員）……18
13 平均給与（営業職員）……18

Ⅱ　保険会社の主要な業務の内容
1 主要な業務の内容 ……20
2 経営方針 ……20

Ⅲ　直近事業年度における事業の概況
1 直近事業年度における事業の概況 ……21
2 契約者懇談会開催の概況 ……27
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例 ……27
4 契約者に対する情報提供の実態 ……28
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 ……28
6 営業職員・代理店教育・研修の概略 ……28
7 新規開発商品の状況 ……29
8 保険商品一覧 ……29
9 情報システムに関する状況 ……35
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 ……36

Ⅳ　直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 ……38

Ⅴ　財産の状況
1 貸借対照表 ……39
2 損益計算書 ……41
3 キャッシュ・フロー計算書 ……42
4 株主資本等変動計算書 ……43
5 債務者区分による債権の状況 ……52
6 リスク管理債権の状況 ……52
7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 ……52
8 保険金等の支払能力の充実の状況
（ソルベンシー・マージン比率）……52
9 有価証券等の時価情報（会社計）……53
（有価証券）……53
（金銭の信託）……55
（デリバティブ取引）……55
10 経常利益等の明細（基礎利益）……56
11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ……56
12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ……56
13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 ……56
14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 ……56

Ⅵ　業務の状況を示す指標等
1 主要な業務の状況を示す指標等 ……57
（1）決算業績の概況 ……21、38
（2）保有契約高及び新契約高 ……57
（3）年換算保険料 ……57
（4）保障機能別保有契約高 ……59
（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 ……60
（6）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 ……61
（7）契約者配当の状況 ……61
2 保険契約に関する指標等
（1）保有契約増加率 ……62
（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）……62
（3）新契約率（対年度始）……62
（4）解約失効率（対年度始）……62
（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約）……62
（6）死亡率（個人保険主契約）……62
（7）特約発生率（個人保険）……63
（8）事業費率（対収入保険料）……63
（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 ……63
（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 ……63
（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 ……63
（12）未収受再保険金の額 ……63
（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 ……63
3 経理に関する指標等
（1）支払備金明細表 ……64
（2）責任準備金明細表 ……64
（3）責任準備金残高の内訳 ……64
（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）……64
（5）特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 ……65
（6）契約者配当準備金明細表 ……65
（7）引当金明細表 ……65
（8）特定海外債権引当勘定の状況 ……65
（9）資本金等明細表 ……65
（10）保険料明細表 ……66
（11）保険金明細表 ……66
（12）年金明細表 ……66
（13）給付金明細表 ……67
（14）解約返戻金明細表 ……67
（15）減価償却費明細表 ……67
（16）事業費明細表 ……67
（17）税金明細表 ……68
（18）リース取引 ……68
（19）借入金残存期間別残高 ……68
4 資産運用に関する指標等
（1）資産運用の概況 ……68
（年度の資産の運用概況）……68
（ポートフォリオの推移〈資産の構成及び資産の増減〉）……69
（2）運用利回り ……70
（3）主要資産の平均残高 ……70
（4）資産運用収益明細表 ……71
（5）資産運用費用明細表 ……71
（6）利息及び配当金等収入明細表 ……71
（7）有価証券売却益明細表 ……72
（8）有価証券売却損明細表 ……72
（9）有価証券評価損明細表 ……72
（10）商品有価証券明細表 ……72
（11）商品有価証券売買高 ……72
（12）有価証券明細表 ……72
（13）有価証券残存期間別残高 ……73
（14）保有公社債の期末残高利回り ……73
（15）業種別株式保有明細表 ……74
（16）貸付金明細表 ……74
（17）貸付金残存期間別残高 ……74
（18）国内企業向け貸付金企業規模別内訳 ……74
（19）貸付金業種別内訳 ……74
（20）貸付金使途別内訳 ……74
（21）貸付金地域別内訳 ……75
（22）貸付金担保別内訳 ……75
（23）有形固定資産明細表 ……75
（有形固定資産の明細）……75
（不動産残高及び賃貸用ビル保有数）……75
（24）固定資産等処分益明細表 ……75
（25）固定資産等処分損明細表 ……75
（26）賃貸用不動産等減価償却費明細表 ……75
（27）海外投融資の状況 ……76
（資産別明細）……76
（地域別構成）……76
（外貨建資産の通貨別構成）……76
（28）海外投融資利回り ……76
（29）公共関係投融資の概況
（新規引受額、貸出額）……76
（30）各種ローン金利 ……76
（31）その他の資産明細表 ……76
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）……76

Ⅶ　保険会社の運営
1 リスク管理の体制 ……35
2 法令遵守の体制 ……34
3 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性 ……35
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称 ……28
5 個人データ保護について ……35
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 …36

Ⅷ　特別勘定に関する指標等 ……76

Ⅸ　保険会社及びその子会社等の状況 ……76

本ディスクロージャー誌は、保険業法及び生命保険協会の定める開示基準に基づいて作成しております。

LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

正直に
わかりやすく、
安くて、便利に。

お問合せ先

保険相談、保険の申し込み、ご契約内容などに関するお問い合わせ

0120-205566（通話無料）

受付時間：平日9時～20時、土日祝9時～18時（年末年始は除く）

＊日祝は保険相談のみの受付となります。

保険金、給付金のご請求に関するお問い合わせ

0120-717991（通話無料）

受付時間：平日9時～17時30分（年末年始、土日祝は除く）

ライフネット生命ウェブサイト

https://www.lifenet-seimei.co.jp/

ライフネット生命保険株式会社
〒102-0083　東京都千代田区麹町二丁目14番地２ 麹町NKビル
03-5216-7900（代表）

ライフネット生命の現状2020
（2020年7月作成）

本ディスクロージャー誌は保険業法第111条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）
及び生命保険協会の定める開示基準に基づいて作成しております。

https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/library/disclosure.html

ライフネット生命保険株式会社

www.lifenet-seimei.co.jp